

総点検実施要領(案)

〈橋梁〉

総点検実施要領(案)【橋梁編】 … P1

〈トンネル〉

総点検実施要領(案)【道路トンネル編】 … P17

〈舗装〉

総点検実施要領(案)【舗装編】 … P37

〈道路附属物〉

総点検実施要領(案)
【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】 … P49

総点検実施要領(案)【横断歩道橋編】 … P67

〈法面・盛土・擁壁等〉

総点検実施要領(案)【道路のり面工・土工構造物編】 … P79

総点検実施要領（案）

【橋 梁 編】

平成 25 年 2 月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用範囲	1
2. 総点検の目的	1
3. 総点検の対象橋梁及び箇所	1
4. 対象損傷	3
5. 点検の方法	5
6. 応急措置	5
7. 総点検の判定	6
8. 総点検の実施フロー	8
9. 総点検結果の記録	9
留意事項	10
○ 標準的な様式	11～13

1. 適用範囲

総点検実施要領（案）（橋梁編）（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路の道路橋に適用する。

なお、本要領（案）は、道路利用者及び第三者の被害が多いと想定されるような幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が本要領（案）の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

2. 総点検の目的

総点検は、道路管理者が管理する道路橋において、道路利用者及び第三者の被害を防止する観点から、橋梁本体部材及び橋梁附属施設の損傷状態を把握するための点検を実施し、損傷等による落下及び倒壊・変形による道路利用者及び第三者被害の危険性の有無を判定することを目的とする。

また、あわせて危険性有りとは異常が判定された場合には、可能な限りの応急措置を実施するなど当面の被害防止措置を講じることとする。

3. 総点検の対象橋梁及び箇所

(1) 総点検の対象となる橋梁は、道路管理者が管理する全道路橋において、部材等の落下及び倒壊・変形により道路利用者及び第三者の被害が予想される橋梁を対象とする。（参考－1点検の対象箇所 参照）

点検の対象橋梁は、次を標準とする。

① 第三者被害の予防

- ・ 桁下を道路が交差する場合
 - ・ 桁下を鉄道が交差する場合
 - ・ 桁下を公園又は駐車場として使用している場合
 - ・ 近接して側道又は他の道路が並行する場合
- 等、第三者被害の危険性がある橋梁とする。

② 道路利用者被害の予防

- ・ 下路橋、中路橋等、路面より上方に橋梁部材が存在する場合
 - ・ 道路照明柱等の附属物等が、路面より上方に設置されている場合
 - ・ 防護柵が設置されている場合（車や人の路外逸脱の観点）
- 等、建築限界内（歩道を含む。）に橋梁部材や道路附属物からの落下物や転倒物が侵入する可能性がある橋梁とする。

対象例：○ 3径間連続橋梁で、中央径間に交差道路がある場合の対象は、中央径間が対象となる。

○ 河川を渡河している橋梁で、橋梁下の利用がなされていない場合は、桁下は対象外となる。

（いずれの場合も、路面上に附属物施設がある場合は点検対象）

- (2) 点検箇所は、対象となる道路橋において、道路利用者被害予防の観点より、路面より上方の全ての部材・施設等や、第三者被害の予防の観点より、桁下に第三者がいる可能性のある位置に落下・転倒する全ての部材・施設等の箇所で、当該被害が生じる恐れのある損傷に対して行う。

点検の対象箇所は、上記橋梁の中で、次を標準とする。

① 第三者被害の予防

- ・桁下に第三者がいる可能性のある位置に、落下、転倒する全ての部材・施設等

② 道路利用者被害の予防

- ・路面より上方の全ての部材・施設等

(なお、路面に転倒する施設等は、これで網羅される。)

なお、管理台帳等に記載のない施設や部品等であっても、現地に存在しているものは、全て対象である。

当該施設や部品等の存在を点検時に確認した場合は、記録し、以降の管理の充実を図ることが重要である。

- (3) 道路橋においては、これら以外にも、橋梁本体の重大損傷等による被害（例えば、落橋、桁端部の破損による路面段差、ケーブルの破断による橋全体の異常変形、基礎の洗掘による不等沈下等）が考えられる。しかし、これらを把握するためには、別途、定期点検等、この要領で定めた以上の点検レベルでの点検を行うことが必要であることから、この要領の対象外とした。ただし、今回の点検箇所でこれらの損傷を発見した場合でも、それを放置してよいとする趣旨ではなく、後述の7. に規定のとおり、重大事故に繋がる損傷の状況及び緊急度等を判定することが必要である。

なお、構造本体の著しい損傷などの異常による重大事故の可能性の有無の評価については、定期点検など、当該施設の最新の状態を詳細に把握する目的で行う点検によって把握されることが一般であり、道路利用者及び第三者被害防止のために着目すべき箇所とは、着目すべき箇所が一致しない。そのため、基礎点検における、構造本体の著しい損傷などの異常による重大事故の可能性の有無の評価については、道路利用者又は第三者の被害に関わる箇所について必要な調査を行うのに併せて、可能な範囲で確認を行う。

- (4) 道路管理者以外が管理する施設等は、対象外とする。

対象外の例

- ・道路上空の鉄道、モノレール、高圧電線
- ・電柱、電線、ケーブル類
- ・信号機

- (5) 占有物件については、占有者にこの要領と同等の点検を実施するよう要請することとする。

4. 対象損傷

対象とする損傷は、部材等が落下、転倒を起こす危険性の観点で着目し、選定する。一般的に危険性があることが多い標準的な損傷は、次のとおりである。

なお、点検項目を設定する（対象損傷を特定する）ことが目的ではなく、点検の趣旨に鑑み、現地で適切な判断と評価を行うことが極めて重要である。

①鋼部材

- ・著しい腐食…例えば、部材面積 1/2 以上の孔食、1/2 以上の板厚減少を伴う腐食等、著しいものが対象。なお、表面錆など、単なる腐食は、異常なしと見なす。
- ・き裂・破断…例えば、部材の両接合部にき裂が見られる等、部材の落下、転倒に繋がるものが対象。
- ・ゆるみ・脱落…ボルト、ナット類が外れて落下する恐れがあるものが対象。既に脱落しているものは、対象外。

②コンクリート部材

- ・うき…うきは、コンクリート片やコンクリート塊となって落下する恐れがあるので、全てのうきが対象
- ・剥離…既に剥離して落下した痕は、対象外。ただし、剥離痕周辺部のうきを見逃さないため、対象損傷とした。
- ・ひびわれ…例えば、漏水を伴い、併合しているひびわれ等、将来「うき」に進行するリスクが高いものを抽出する観点から、対象損傷とした。現在の「うき」は、ひびわれ箇所を含めて上記「うき」で対応。

③その他

- ・点検対象は、橋梁本体に加え、附属物、添架物その他橋梁に付帯されているもの全てとしたため、上記ア)、イ)では網羅されない想定外の損傷が考えられることから、その他を設けた。落下、転倒の危険性があれば、確実に把握することが重要である。

表解-1 に、主な着目箇所及び主な損傷の種類を示す。

	対象部材	主な着目部位	主な損傷の種類				その他	懸念される事象の例
			鋼部材			Co部材		
			著しい腐食	き裂・破断	ゆるみ、脱落	うき・剥離 ひびわれ		
① 橋梁 本体	コンクリート部材	主桁					コンクリート片の落下 PC鋼材の抜けだし	
		横桁						
		床版						
		下部工						
	鋼部材	部材接続部 溶接部	主桁					ボルト類の落下 鋼部材の落下
			縦桁					
			横桁					
			対傾構					
			横構					
			主構トラス等					
			アーチリブ等					
			ラーメン主構等					
			斜張橋斜材等					
			吊り橋ケーブル等					
	床版							
下部工								
支承部	支承本体、ボルト 台座コンクリート					支承の部品の落下 モルタル類の落下		
落橋防止システム	鋼材 コンクリート材					部品の落下 コンクリート片の落下		
伸縮装置	目地材					部品(目地材等)の落下		
高欄(鋼製)	柱脚部 部材接続部					高欄の倒壊 部材の落下		
高欄(コンクリート製)						コンクリート片の落下		
地覆						コンクリート片の落下		
排水管						排水管、取付材の落下		
その他								
② 附属 物	遮音施設 防風施設 防雪施設 投げ捨て防止施設	柱脚部					施設の倒壊	
		板取付部					板の転倒	
		バンド部(共架型)					共架物の落下	
	照明施設 標識施設 道路情報提供装置 道路情報収集装置	柱脚部					施設の倒壊	
		ブラケット取付部					施設の落下	
		支柱本体					一部施設の落下	
		支柱継手部					一部施設の落下	
		支柱分岐部					一部施設の落下	
		開口部					一部施設の落下	
		支柱内部					一部施設の落下	
		横梁取付部					一部施設の落下	
		横梁本体					一部施設の落下	
		横梁継手部					一部施設の落下	
		横梁分岐部					一部施設の落下	
		灯具取付部					灯具の落下	
灯具					部品の落下			
標識板取付部					標識板の落下			
標識板					標識板の一部部品の落下			
装置取付部					装置の落下			
装置					部品の落下			
バンド部(共架型)					共架物の落下			
その他								
③ 添架 物	点検施設	本体への取付部 部材接合部					点検施設の落下 部材、ボルト類の落下	
	各種ケーブルラック	本体への取付部 ケーブル結束部					ラックの落下 結束材の落下	
	その他							
	その他							
④ その 他	防護柵(鋼製)	柱脚部 部材接続部					高欄の倒壊 部材、ボルト類の落下	
	衝突防止施設 (現地で確認したもの)	本体への取付部					施設の落下	

注:ハッチセルは、対象外。

対象とする損傷の詳細は、「参考-2:点検の主な着目点」、
「参考-3:損傷事例等写真集」を参照されたい。

5. 点検の方法

点検の方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。ただし、コンクリートの「うき」に対しては、打音検査の実施を原則とする。

主な損傷毎の点検の標準的な方法を、表解-2 に示す。

表解-2 主な損傷毎の点検の標準的な方法

材料	損傷の種類	点検の標準的な方法	必要に応じて採用することができる方法の例
鋼部材	著しい腐食	近接目視点検	ノギス、超音波板厚計
	き裂・破断	近接目視点検、打音検査	渦流探傷試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験、浸透探傷試験
	ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診	超音波探傷試験、軸力計を使用した調査
コンクリート部材	うき	近接目視点検、打音検査	赤外線サーモグラフィ法（スクリーニング）
	剥離	近接目視点検、打音検査	—
	ひびわれ	近接目視点検、打音検査	クラックゲージ、画像解析
その他	ボルト類	近接目視点検、打音検査、触診	—
	その他	近接目視点検	適切な手法

※ 必要に応じて採用することができる非破壊検査等を併せて示した。

なお、この場合は、当該検査法に精通した技術者（場合によっては有資格者）が実施しなければならない。

6. 応急措置

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととした。応急措置の例として、次が挙げられる。

- ・コンクリート部材のうきをハンマーでたたき落とす
- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下可能性のある部品等の撤去

この例に示すように、応急措置は、点検で携行できる器具等によって対応可能なものに限られ、また、応急措置を行ってもその目的が達成されるとは限らない。更には、応急措置が恒久対策を兼ねることは多くない。例えば、コンクリートのうきのたたき落とし後は、断面修復等が必要である。

この要領では、異常の発見を主目的としていることから、異常発見後の措置についてはほとんど規定していないので、異常を発見した場合は、通常の道路管理の一環に直ちに移行し、適切な補修工事等を行うことが肝要である（図解-1 参照）。

7. 総点検結果の判定

- (1) 総点検では、損傷状況を把握した上で、かつ、応急措置の結果を含め、部材毎に、道路利用者又は第三者被害が生じる恐れ viewpoint で、点検結果の判定を行う。

点検が実施できなかつた場合は、判定区分「未」とする。(橋梁全体が点検できなかつた場合に加え、部材の一部のみ点検できなかつた場合も該当する。) その場合は、点検が出来なかつた理由及び実施予定の措置計画(時期・方法)を策定・記録する。

①異常の有無

現状で、道路利用者又は第三者被害が生じる恐れのある異常の有無を判定する。

②応急措置の結果

異常があつた場合の応急措置の結果を、所期の結果が得られたかどうかの viewpoint で判定する。

応急措置にて当面のリスクが回避できた場合は、判定区分「B」とする。応急措置ができなかつた場合、応急措置を試みたもののその目的が達成できなかつた場合は判定区分「C」とし、出来なかつた理由及び実施予定の措置計画(時期・方法)を策定・記録する。

- (2) 将来的に、道路利用者又は第三者被害が生じる危険性が考えられるかの viewpoint で、点検結果の判定を行う。

①損傷状態からの将来被害リスクの有無

上記(1)で「無」と判定したものに対して、将来被害リスクが拡大する危険性があるか(予防保全が望ましいか)の viewpoint で判定する。

将来の被害リスクが拡大する危険性がない場合は判定区分「無」とし、危険性が予測(想定)される場合は判定区分「D」とする。

②構造的要因等の潜在的リスク

構造面から、フェールセーフ機能の追加の必要性の viewpoint で判定する。

必要性ありと判定した場合は、その状況、緊急度等を含めて判定する。

(3) 総点検の範囲において、重大事故（落橋等）に繋がる損傷を発見した場合は、その状況、緊急度等を判定する。

重大事故につながる損傷の例として、次が挙げられる。

- ・主桁のウェブ・フランジに生じたき裂
- ・鈑桁の桁端部に生じた著しい板厚減少を伴う腐食
- ・支承の損傷
- ・橋軸方向 P C 鋼材（周辺のグラウト、シースを含む。）の著しい腐食、破断
- ・トラスの斜材・垂直材、アーチの吊り材の著しい腐食、き裂、破断
- ・斜張橋の斜材、吊り橋のケーブルの著しい腐食、き裂、破断

以上の点検結果の判定区分・判定内容を、表-1 に示す。

表-1 点検結果の判定区分

(1)及び(2)①の判定区分

点検の実施	異常の有無	応急措置結果	将来被害リスク	判定区分	備考
実施	無	—	無	無	—
		—	有	D	—
	有	実施済み	—	B	—
		今後、措置が必要	—	C	措置計画の策定
実施不可	—	—	—	未	点検計画の策定

(2)②の判定

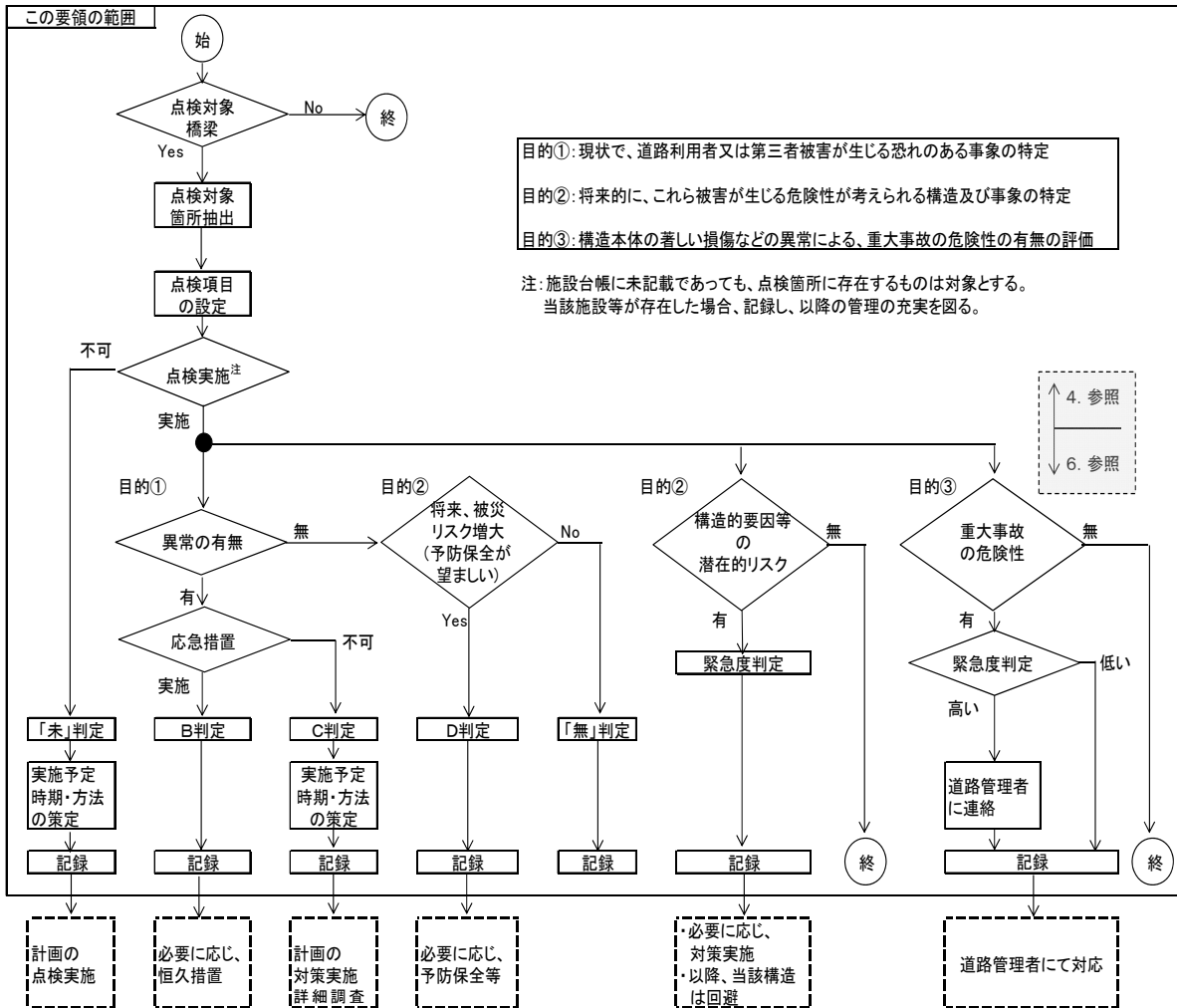
点検の実施	構造的潜在リスク	判定内容
実施	有	状況、緊急度を判定
	無	—

(3)の判定

点検の実施	重大事故につながる危険性	判定内容
実施	有	状況、緊急度を判定
	無	—

8. 総点検の実施フロー

総点検のフローを、図解-1 に示す。



図解-1 道路橋における総点検のフロー

9. 総点検結果の記録

総点検結果は、次の様式に記録し、保管する。

- ①総点検調書：橋梁諸元
- ②総点検調書：総括表
- ③総点検調書：損傷記録表
- ④総点検調書：点検予定表

(記載に際しては、参考-4：総点検調書の記入例 参照)

記録した調書は、次回点検時に活用できるよう保管する。

留意事項

- ① 「橋梁定期点検要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省国道・防災課」及び「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省国道・防災課」、「道路附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）平成 22 年 12 月 国土交通省国道・防災課」等の各点検要領、または、これに準じる独自の要領等に基づく点検を実施し、本要領による点検データと同等の点検データが既にある場合は、そのデータを活用することも可能とする。

- ② 各道路管理者は、アーチ橋、トラス橋、斜長橋、吊り橋などの支間長 75 m 以上程度の特異な構造の橋梁の点検に際し、点検内容や方法について、事前に都道府県若しくは地方整備局を通じて、国土技術政策総合研究所や独立行政法人土木研究所に相談した上で点検を実施することも考慮し点検計画を策定することとする。

- ③ この要領では、施設類（灯具、電気設備、通信設備等）の機能・性能状態に関する点検は対象外としている。一方で、近接目視にあわせて、例えば同時に電球を交換するなど、軽微な対応を行うことを否定してはいない。

○標準的な記録様式

基礎点検調査: 橋梁諸元

橋梁ID							
橋梁名			路線名				
所在地	自			距離標	自		
	至				至		
				管轄			

供用開始日			活荷重・等級			適用示方書			
橋長	m		総径間数	径間		車道幅員	5.5m 以下 / 5.5m 以上		
上部構造形式			下部構造形式			基礎形式			
交通条件	調査年				大型車混入率				
	交通量	(昼間12時間)			荷重制限				
幅員	全幅員	m	地覆幅	歩道幅	車道幅・車線	車道幅・車線	歩道幅	地覆幅	中央帯
	有効幅員	m	m	m	m	m	m	m	m
海岸からの距離			緊急輸送路の指定			優先確保ルート			
路下条件									

全体図									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

径間別一般図									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注: 既存の様式があれば、それで代用可

基礎点検調書:総括表

橋梁ID	
橋梁名	

点検実施日	
-------	--

部材		① 点検状況	② 対象の有無	③ 異常の有無	④ 備考
橋梁 本体	主桁				
	縦桁				
	横桁				
	対傾構				
	横構				
	主構トラス等				
	アーチリブ等				
	ラーメン主構等				
	斜張橋斜材等				
	吊り橋ケーブル等				
	床版				
	下部工				
	支承部				
	落橋防止システム				
	伸縮装置				
	高欄				
地覆					
排水管					
その他					
附属 物	遮音施設				
	防風施設				
	防雪施設				
	投げ捨て防止施設				
	照明施設				
	標識施設				
	道路情報提供装置				
	道路情報収集装置				
その他					
添架 物	点検施設				
	各種ケーブルラック				
	その他				
その 他	防護柵(鋼製)				
	衝突防止施設				
	(現地で確認したもの)				

注1:①欄には、点検状況を、「済」「未」「外」で記載
 「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

「未」の場合、「点検予定表」を作成

注2:②欄には、対象施設の有無を、「有」「無」で記載

注3:③欄には、異常の有無を、「有」「無」で記載

対象とする主な損傷は、次のとおり

- ・鋼部材…著しい腐食、き裂・破断、ボルトのゆるみ・脱落
- ・コンクリート部材…うき・剥離、ひびわれ
- ・その他

「有」の場合、「損傷記録表」を作成

注4:④欄には、「フェールセーフ機能の追加の必要性あり」、
 「重大事故につながる損傷を発見」等、特記事項を記載

基礎点検調査: 損傷記録表

橋梁ID	
橋梁名	

No.		径間番号	
対象部材			
損傷の種類			
判定結果			
応急措置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	
		実施予定時期	
		実施予定内容	

ポンチ絵・写真

 ・対象部材の位置
 ・損傷部位と損傷程度
 ・応急措置の前後 等

注1: 1つの部材につき、なるべく1枚で作成
 注2: 判定結果は、損傷の種類毎に記載
 注3: No. 欄には、同一径間内における通し番号を記載

基礎点検調書:点検予定表

橋梁ID	
橋梁名	

径間番号	
------	--

点検ができな かった部材	
その理由	
点検予定時期	
予定実施方法	

ポンチ絵・写真
 ・点検できなかった部材位置
 ・現地の状況(できなかった理由) 等

注:1径間につき、1枚作成

総点検実施要領（案）

【道路トンネル編】

平成 25 年 2 月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検対象	1
4. 点検方法	2
5. 変状・異常箇所の判定と記録	2
6. 総点検の実施フロー	4
留意事項	5
点検結果の記録様式	10

1. 適用範囲

総点検実施要領（案）【道路トンネル編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における道路トンネルの点検に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領などにより本要領（案）の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

2. 点検の目的

第三者被害を防止する観点からトンネル本体工の変状、道路附属物等の取付け状態等の異常を把握するための点検を実施するものであり、あわせてたたき落としや、締直しによる応急的な措置を行うことを目的とする。

3. 点検対象

表－1に示すトンネル本体工及び道路附属物等を対象とする。なお、表－1に示すもののほか、現地状況により第三者被害発生の恐れがあるものについては、点検対象に適宜追加すること。

表－1 点検対象箇所

区 分	点 検 対 象 箇 所
トンネル本体工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覆工（吹付けコンクリート仕上げの場合を含む） ・ 坑門 ・ 内装板 ・ 天井板（吊り金具、固定金具、固定部付近および台座部の覆工コンクリートを含む） ・ 路面、路肩および排水施設 等
道路附属物等	<p>下記トンネル内の附属物の本体、取付け金具類（吊り金具、ターンバックル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継手）、固定部付近の覆工コンクリートを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明 ・ 標識 ・ ジェットファン ・ 警報表示板 ・ 吸音板 ・ ケーブル類 等

4. 点検方法

巻末表－1に示すように点検対象箇所に応じ、近接目視、打音検査、触診により変状や異常の有無を確認する。

5. 変状・異常箇所の判定と記録

以下の判定を実施し、指定の様式に記録する。

1) 判定区分

表－2のうち、第三者被害の可能性がある本体工の変状と附属物の異常の抽出、ならびにその状況がわかる写真を撮影し、写真番号とともに状況を点検記録表に記録する。

表－2 定期点検結果の判定区分の目安
(トンネル本体工、道路附属物等共通)

判定区分		判定の内容
×	変状・異常あり	本体工の変状や附属物の取付け等の異常がある場合。
○	変状・異常なし	本体工の変状や附属物の取付け等の異常がないか、あっても軽微な場合。

<参考>

表－2に示す「変状・異常あり」については、巻末表－2に点検箇所、変状種類毎の判定基準を示す。

なお、本要領（案）での○及び×の判定区分と既存の点検要領の対比を参考表－1に示す。

参考表－1 既存の点検要領の判定区分との対比

本要領(案)の判定区分	対比する既存の要領の判定区分		
	道路トンネル 定期点検要領(案)	保全点検要領 (構造物編)	附属物(標識、照明施設 等)の点検要領(案)
	国土交通省道路局国道課 (平成14年4月)	東・中・西日本高速道路株式会社 (平成24年4月)	国土交通省道路局国道・防災課 (平成22年12月)
×	A、B	AA、A1～A2、B	Ⅲ、Ⅱ
○	S	OK	I

2) 記録様式

点検結果を様式A、B、C、Dに記録する（記録様式は本要領（案）巻末に添付する）。

記録は次回点検時に活用できるよう保管する。

3) 判定基準

点検箇所、変状種類毎の判定基準を巻末表－2に示す。

6. 総点検の実施フロー

総点検の実施フローを図-1に示す。

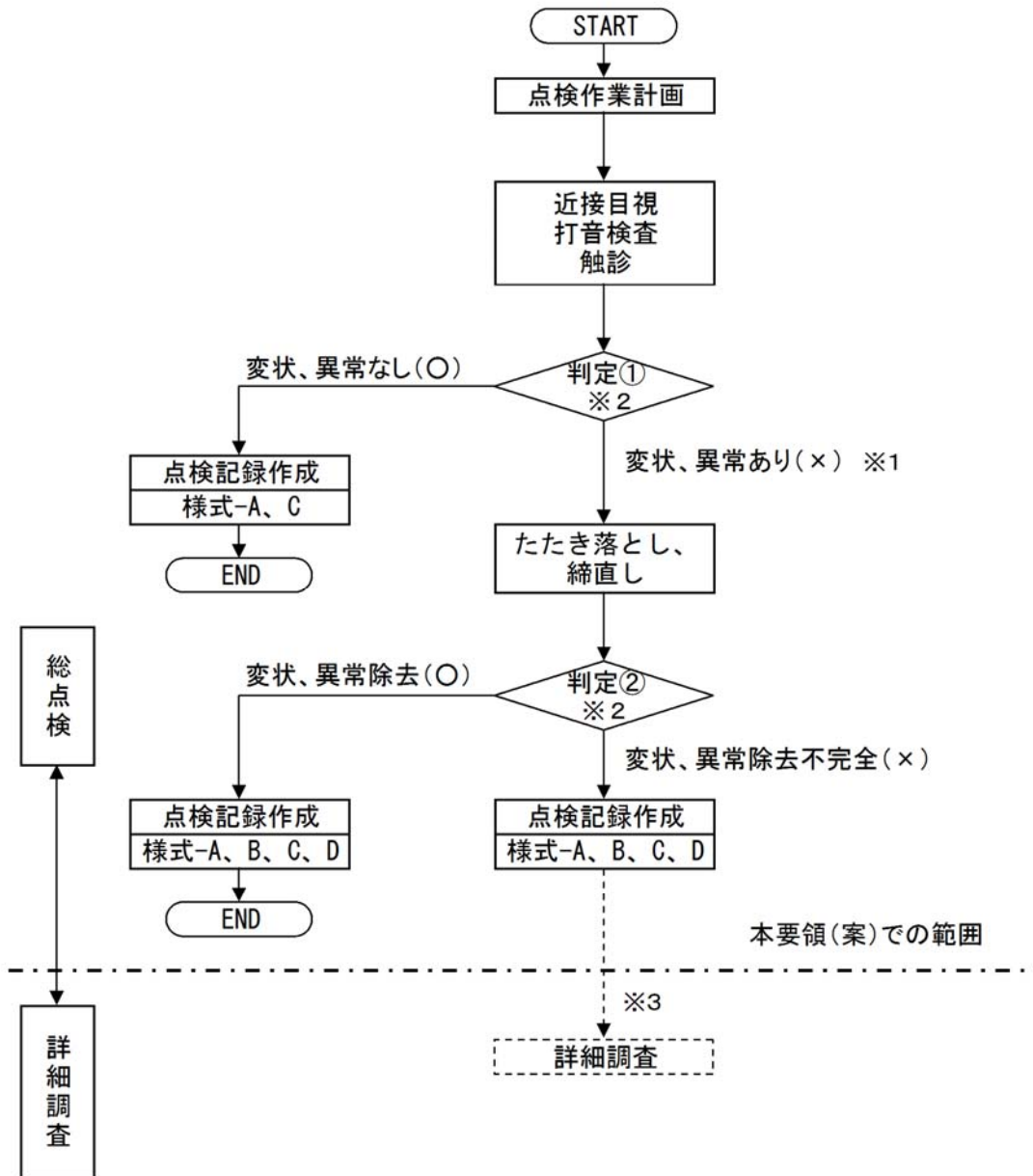


図-1 総点検の実施フロー

- ※1 近接目視、打音検査、触診により「変状・異常あり」となった場合は、必要に応じ、たたき落とし、締直しの措置を行い、措置前後の判定区分をそれぞれ様式-Cに記録する。また、たたき落とし・締直しが不要の場合は、「-」を記入する。
- ※2 判定①は、「たたき落とし、締直し前」の判定、判定②は、「たたき落とし、締直し後」の判定をいう。記入方法は点検結果の記録様式-Cを参照する。
- ※3 変状・異常の原因が不明な場合は、専門家の助言を受けることが望ましい。

留意事項

①トンネル本体工点検の省略

「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月国土交通省道路局国道課」及びこれに準じる点検基準に基づき、トンネル本体工の点検を継続的に実施しており、点検記録が確認できるトンネルは、トンネル本体工の点検を省略することができる。

また、天井板を有するトンネルで、「トンネル天井板の緊急点検について平成24年12月3日 事務連絡」により点検を実施したトンネルは、天井板の点検を省略することができる。

②トンネル内の道路附属物等の点検の省略

今年度に「トンネル内の道路附属物等の一斉点検について平成24年12月7日 事務連絡」により点検を実施したトンネルの道路附属物等のうち、点検済みの附属物は、点検を省略することができる。

③道路占用物件が存在する場合について

トンネル内に占用物件が存在する場合は、道路管理者は占用者に対し、点検を実施するよう要請することとする。

④緊急性を要する変状・異常について

点検時に緊急性を要する変状・取付け等の異常を確認した場合は、速やかに緊急措置を講じるものとする。

巻末表－１ 点検箇所毎の点検方法組み合わせ

点検箇所			変状・異常の種類	点検方法
トンネル 本体工	覆工	コンクリート	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			傾き、沈下、変形	近接目視点検
			打継目の目地切れ・段差	近接目視点検、打音検査
			漏水、つらら、遊離石灰、側水	近接目視点検
			豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
		吹付けコンクリート	ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			傾き、沈下、変形	近接目視点検
			漏水、つらら、遊離石灰、側水	近接目視点検
	補修材	漏水対策工、はく落防止対策工	補修材のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
			本体	腐食、亀裂、変形、欠損
	坑門	コンクリート	腐食、脱落、緩み	近接目視点検、打音検査、触診
			ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査
			うき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査
傾き、沈下、変形			近接目視点検	
鉄筋の露出			近接目視点検、打音検査	
豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落			近接目視点検、打音検査	
補修材		補修材のうき、はく離、はく落	近接目視点検、打音検査	
内装板		本体	変形、破損、がたつき	近接目視点検、触診
天井板		本体	変形、破損	近接目視点検、打音検査、触診
			ひび割れ、段差	近接目視点検、打音検査、触診
	うき、はく離、はく落		近接目視点検、打音検査、触診	
	漏水、つらら		近接目視点検、打音検査、触診	
	吊り金具 固定金具	ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診	
		破断	近接目視点検、打音検査、触診	
		腐食	近接目視点検、打音検査、触診	
固定部付近および台座部の覆工 コンクリート	変形・欠損	近接目視点検、打音検査、触診		
路面、路肩 および排水施設	路面他	ひび割れ、うき、はく離、漏水、遊離石灰の有無	近接目視点検、打音検査、触診	
		滞水、氷盤、沈砂	近接目視点検	
道路 附属物等	照明 標識 ジェットファン 警報表示板 吸音板 ケーブル類	段差、ひび割れ、路面・路肩の変形	近接目視点検	
		本体	がたつき	触診
		取付け金具 (吊り金具、ターンバックル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継手)	き裂	近接目視点検、打音検査、触診
			ゆるみ・脱落	近接目視点検、打音検査、触診
			破断	近接目視点検、打音検査、触診
			腐食	近接目視点検、打音検査、触診
	変形・欠損	近接目視点検、打音検査、触診		
固定部付近の覆工コンクリート	ひび割れ、うき、はく離、漏水、遊離石灰の有無	近接目視点検、打音検査、触診		

※煉瓦、石造り、素掘りトンネルの場合は、本要領（案）を踏まえ、現地状況に応じて点検を実施すること

巻末表－２ 点検結果の判定基準一覧表（１／４）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月 国土交通省道路局国道課」に記載されている、「判定区分A」、「判定区分B」相当を指す。

トンネル本体工

点検箇所	変状・異常の種類	判定区分 ×		
		a	b	
覆工	コンクリート	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	天端や肩部で幅3mm以上、延長方向に5m以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合。
		うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落到結びつく、うき（圧ざ）が発見された場合。
		傾き、沈下、変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは変形している場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合。
		打継目の目地切れ・段差	目地のずれ、開き、段差等により止水板や、目地モルタルが落下し、引き続きその可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		漏水、つらら、遊離石灰、側水	大規模な漏水、つらら、側水で交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	コールドジョイント、豆板の周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいはうきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	吹付けコンクリート	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	天端や肩部で幅3mm以上、延長方向に5m以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合。
		うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落到結びつく、うき（圧ざ）が発見された場合。
		傾き、沈下、変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは変形している場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合。
		漏水、つらら、遊離石灰、側水	大規模な漏水、つらら、側水で交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		豆板部のうき、はく離、はく落	豆板の周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいはうきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
		補修材のうき、はく離、はく落	補修された箇所で、補修材やその周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいはうきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。

巻末表－2 点検結果の判定基準一覧表（2／4）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「道路トンネル定期点検要領（案）平成14年4月 国土交通省道路局国道課」に記載されている、「判定区分A」、「判定区分B」相当を指す。

トンネル本体工

点検箇所	変状・異常の種類	判定区分 ×	
		a	b
坑門	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	幅3mm以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合、左記の場合で交通に支障のない場合。
	うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離が発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落に結びつく、うきが発見された場合。
	傾き、沈下、変形	目視により、明らかに傾き、沈下、あるいは変形している場合で、坑門背面に傾きの兆候と判断される輪切り状のひび割れが明瞭に見られる場合で、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	鉄筋の露出	コンクリート塊の抜落ち等により、鉄筋が露出して交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	豆板やコールドジョイント部のうき、はく離、はく落	コールドジョイント、豆板の周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいはうきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	補修材のうき、はく離、はく落	補修された箇所、補修材やその周囲ではく離、はく落が発見された場合、あるいはうきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
内装板	変形、破損	大規模な変形、破損があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
天井板	変形、破損	大規模な変形、破損があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	ひび割れ、段差	急激にひび割れが進行しており、ブロック化して落下する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	幅3mm以上の規模を有する場合、または、ひび割れが多い場合、左記の場合で交通に支障のない場合。
	うき、はく離、はく落	コンクリートのはく離、発見された場合、あるいは、うきの部分がはく落する可能性があり、交通の支障となるおそれがある場合。	はく落に結びつく、うきが発見された場合。
	漏水、つらら	大規模な漏水、つらら、側水で交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
路面、路肩および路面排水施設	段差、ひび割れ、路面・路肩の変形	側方および下方からの応力の影響により、舗装および路面排水工に、段差、ひび割れ、路肩変形の異常があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。
	滞水、氷盤、沈砂	土砂が詰まる等、何らかの原因で集水樹、排水工等に滞水があり、交通に支障がある場合。	左記の場合で交通に支障のない場合。

巻末表－2 点検結果の判定基準一覧表（3／4）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、b、cは、それぞれ「保全点検要領（構造物編）平成24年4月 東・中・西日本高速道路株式会社」に記載されている、「判定区分AA」、「判定区分A1～A2」、「判定区分B」相当を指す。

トンネル本体工のうち補修材

点検箇所		変状・異常の種類	判定区分 ×		
			a	b	c
はく漏 落水防 止策 対策工	本体	腐食・亀裂・変形・欠損	腐食・亀裂・変形などが生じ、脱落している若しくは恐れがある。 腐食・変形等により通水阻害が生じている。 腐食・変形などにより、はく落対策機能を果していない。	腐食・亀裂・変形などが生じ、脱落していない。 漏水がみられる。 はく落対策機能が低下している。	腐食しているが、断面欠損していない。 樋の軽微な亀裂。変形などがある。
	ボルト・ナット (取付け金具)	腐食・脱落・緩み	ボルト・ナットが脱落している若しくは恐れがあり、漏水防止樋・はく落対策施設の脱落の恐れがある。	ボルト・ナットが脱落している若しくは恐れがあるが、漏水防止樋・はく落対策施設の脱落の恐れはない。	緩んでいるが、ボルト・ナットが脱落していない若しくは恐れがない。

巻末表－2 点検結果の判定基準一覧表（4／4）

本要領（案）において判定区分×となる変状・異常を下表に示す。

なお、判定区分内のa、bは、それぞれ「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）平成22年12月 国土交通省道路局 国道・防災課」に記載されている、「判定区分Ⅲ」、「判定区分Ⅱ」相当を指す。

道路附属物等

点検箇所		変状・異常の種類	判定区分 ×	
			a	b
本体		がたつき	がたつきがある。	—
		き裂	き裂がある。	—
取付け金具 (吊り金具、タンパッカル、固定金具、アンカーボルト・ナット、継手)		腐食	表面に著しい膨張が生じているか、または明らかな板厚減少が視認できる。貫通した孔食が生じている。 異種金属接触による腐食がある。	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。 孔食が生じている。
		ゆるみ・脱落	ボルト・ナットの脱落がある。	ボルト・ナットのゆるみがある。
		破断	ボルトの破断がある。 取付け金具等の部材の破断がある。	—
		変形・欠損	著しい変形、または欠損がある。	変形、または欠損がある。
固定部付近の覆工 コンクリート		ひび割れ、うき、はく離、漏水、遊離石灰の有無	据付箇所における、漏水やクラックなどの発生がある。	—

点検結果の記録様式

トンネル台帳
〔様式-A〕

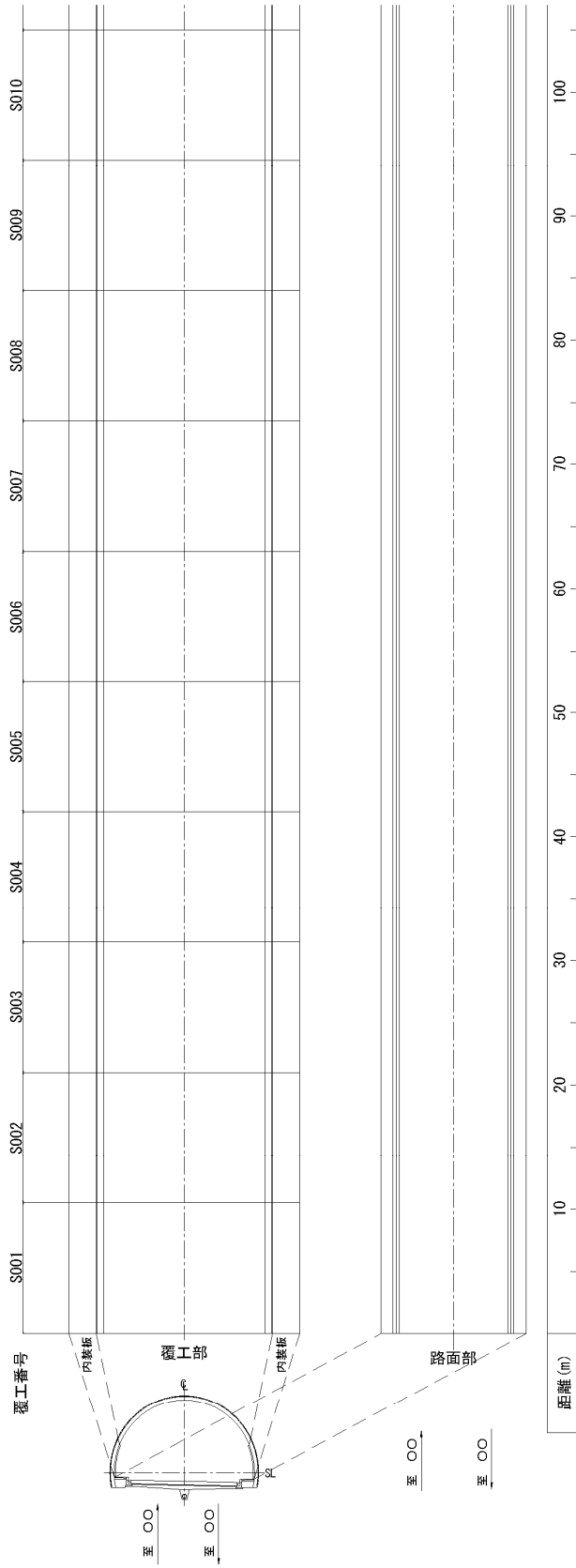
トンネル台帳		フリガナ		路線名		管轄		トンネル台帳	
名称		所在地		距離標		車道幅員 (○で囲む)		トンネル台帳	
自 至		自 至		自 至		自 至		トンネル台帳	
コード		トンネル等級		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
区分		交通量		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
一般有料区分		内装種類		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
トンネル分類		天井板種類		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
完成/供用年次		坑門		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
トンネル延長		形式		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
土かぶり		延長		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
内空断面積		形式		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
道路幅		延長		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
車道幅		アーチ		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
歩道等幅		側壁		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
建築限界高		インバート		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
中央高		アーチ		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
有効高		側壁		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
縦断勾配		インバート		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
直線区間長		種類		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
区間長		寸法		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
始点側		管理者名		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
加付		更新年次		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
曲線区間		現況		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
曲線半径		特記		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
終点側		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
加付		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
トンネル工法		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳		トンネル台帳	
		A 5. 5 m以上		トンネル非常用施設		通報装置		非常用電話	
		B 5. 5 m未満				非常警報装置		押ボタン通報装置	
						非常警報装置		火災検知器	
						照明		警報表示板	
						換気		点滅灯	
						標識		音信号発生器	
						警報表示板		誘導表示板	
						吸音板		排煙設備	
						道路附属物等		避難通路	
								消火栓	
								消火器	
								給水栓	
								無線通信補助装置	
								ラジオ再放送設備	
								拡声放送設備	
								水噴霧設備	
								I T V	
								非常用電源設備	
								非常駐車帯	
								方向転換	

※太枠の部分については必須入力とし、その他の項目は任意で入力することとする。

トンネル台帳 [様式-B]

トンネル台帳	フリガナ		路線名	管轄	コード管理機関
名称	自	至	距離標	車道幅員 (○で囲む)	トンネルコード
所在地	自	至		A 5.5m以上 B 5.5m未満	調製年月日

トンネル変状・異常箇所位置図



トンネル異常箇所位置図

- 注1：覆工部の損傷箇所位置図は、見下げた状態で記載すること。
- 注2：覆工番号は横断方向目地（打継ぎ目）毎に設定する。
- 注3：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。

1：「判定区分×」の箇所（写真番号記入）

点検調書 トンネル点検結果総括表 [様式-C]

フリガナ 名称		路線名		管轄		コード管理機関		
所在地	距離標	自 至	車道幅員 (Oで囲む)	A 5.5m以上 B 5.5m未満	トンネルコード		調製年月日	
点検年月日	点検種別							
点検者	使用器具							
覆工 番号	覆工 延長 (m)	部位区分	判定① (たたき落とし、 締直し前の 判定区分)	点検箇所の 区分	変状の種類	判定② (たたき落とし、 締直し後の 判定区分)	前回との比較	対応方針
点検結果								
変状・異常 箇所数合計		トンネル本体工 道路附属物等		箇所 箇所				

※ 対応方針欄は、変状・異常の除去が不完全で、緊急対応が必要な場合に記入すること。
 ※ 1区間の覆工に複数の変状・異常がある場合は、変状・異常箇所毎に記入すること。

点検調査 変状写真台帳 [様式-D]

フリガナ 名称	路線名		管轄	コード管理機関
	自	至		
所在地	距離標		車道幅員 (○で囲む)	トンネルコード 調製年月日
自	至		A 5.5m以上 B 5.5m未満	
写真番号			写真番号	
覆工番号			覆工番号	
部位区分			部位区分	
変状の種類			変状の種類	
判定区分			判定区分	
メモ			メモ	
写真番号			写真番号	
覆工番号			覆工番号	
部位区分			部位区分	
変状の種類			変状の種類	
判定区分			判定区分	
メモ			メモ	

※ たたき落とし、締直しを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。
 ※ 応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。

トンネル台帳		【記入例】		[様式-A]	
フリガナ	まるまる	路線名	市道〇〇線	管轄	〇〇県〇〇市
名称	〇〇トンネル	距離標	自 〇〇km(可能であれば記入) 至 〇〇km(可能であれば記入)	種別	〇〇県〇〇市
所在地	自 〇〇県〇〇市〇〇町 至 〇〇県〇〇市〇〇町	トンネル等級	舗装	厚さ	A 5. 5m以上 B 5. 5m未満
分割区分	トンネル等級	交通量	面積	更新年次	
一般有料区分	内装種類	天井板種類	排水	種別	通報装置
トンネル分類	坑門	起形式 延長	種別	更新年次	押ボタン通報装置
完成/供用年次	トンネル延長	終形式 延長	施設	種別・方式	火災検知器
土かぶり	内空断面積	アーチ	照明	更新年次	警報表示板
幅員	道路幅	竣工巻厚	換気	個数	点滅灯
車道幅	側壁	側壁	標識	更新年次	音信号発生器
歩道等幅	インバート	インバート	警報表示板	更新年次	誘導表示板
建築限界高	アーチ	アーチ	吸音板	更新年次	排煙設備
中央高	側壁	側壁	道路附属物等	更新年次	避難通路
有効高	インバート	インバート	現況	更新年次	消火栓
縦断勾配	種類	寸法	特記	更新年次	消火器
直線区間長	占用物件	管理者名	更新年次	更新年次	給水栓
区間長	区間長	更新年次	更新年次	更新年次	無線通信補助装置
始点側加付	始点側加付	更新年次	更新年次	更新年次	ラジオ再放送設備
曲線区間	曲線半径	更新年次	更新年次	更新年次	拡声放送設備
終点側加付	終点側加付	更新年次	更新年次	更新年次	水噴霧設備
トンネル工法	トンネル工法	更新年次	更新年次	更新年次	I T V
		更新年次	更新年次	更新年次	非常用電源設備
		更新年次	更新年次	更新年次	非常駐車帯
		更新年次	更新年次	更新年次	方向転換

※太枠の部分については必須入力とし、その他の項目は任意で入力することとする。

トンネル台帳 〔様式一B〕		【記入例】			
フリガナ まるまる	トンネル				
名称	自 ○○県○○市○○町	路線名	市道○○線	管轄	○○県○○市
所在地	至 ○○県○○市○○町	距離標	自 ○○km (可能であれば記入) 至 ○○km (可能であれば記入)	車道幅員 (○で囲む)	① 5.5m以上 ② 5.5m未満
				コード管理機関	トンネルコード 調製年月日 2000/1/1

トンネル変状・異常箇所位置図

トンネル異常箇所位置図

注1：覆工部の損傷箇所位置図は、見下げた状態で記載すること。
 注2：覆工番号は横断方向目地（打継ぎ目）毎に設定する。
 注3：1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。

1：「判定区分×」の箇所（写真番号記入）

【記入例】

〔様式-C〕

点検調書 トンネル点検結果総括表

フリガナ 名称		まるまる 〇〇トンネル		路線名 市道〇〇線		管轄 〇〇県〇〇市		コード管理機関	
所在地		自 〇〇県〇〇市〇〇町 至 〇〇県〇〇市〇〇町		距離標 自 〇〇km(可能であれば記入) 至 〇〇km(可能であれば記入)		車道幅員 (〇で囲む)		トンネルコード 調製年月日	
点検年月日		2013/4/1		点検種別 近接目視点検/打音検査/触診				2000/1/1	
点検者		〇〇会社		使用器具					
覆工 番号	覆工 延長 (m)	部位区分	判定① (たたき落とし、 締直し前の 判定区分)	点検箇所の 区分	変状の種類	判定② (たたき落とし、 締直し後の 判定区分)	前回との比較	対応方針	
S001	10.5	-	○	トンネル本体工	変状・異常なし	-			
S002	10.5	覆工(アーチ)	×	トンネル本体工	ひび割れ [写真1]	○			
S003	10.5	覆工(アーチ)	○	トンネル本体工	軽微なひび割れ	-			
S004	10.5	-	○	トンネル本体工	変状・異常なし	-			
S005	10.5	覆工(アーチ)	×	トンネル本体工	うき [写真2]	×		緊急対応が必要	
S006	10.5	覆工(左側壁)	○	トンネル本体工	軽微なひび割れ	-			
S007	10.5	照明取付け金具	×	道路附属物	ボルトゆるみ [写真3]	○			
S007	10.5	覆工(右側壁)	×	トンネル本体工	ひび割れ [写真4]	×			
S008	10.5	-	○	トンネル本体工	軽微なひび割れ	-			
点検結果									
変状・異常 箇所数合計				トンネル本体工		3 箇所		2 箇所	
				道路附属物等		1 箇所		0 箇所	

※ 対応方針欄は、変状・異常の除去が不完全で、緊急対応が必要な場合に記入すること。

※ 1区間の覆工に複数の変状・異常がある場合は、変状・異常箇所毎に記入すること。

【記入例】

点検調査 変状写真台帳 [様式-D]

フリガナ 名称	まるまる 〇〇トンネル		路線名 市道〇〇線		管轄 〇〇県〇〇市	コード管理機関 トンネルコート*
	自 〇〇県〇〇市〇〇町	至 〇〇県〇〇市〇〇町	自 〇〇km(可能であれば記入)	至 〇〇km(可能であれば記入)		
写真番号	1				写真番号 3	
覆工番号	S002				覆工番号 S007	変状・異常写真添付
部位区分	覆工 (アーチ)				部位区分 照明 取付け金具	
変状の種類	ひび割れ				変状の種類 ボルト ゆるみ	
判定区分	×				判定区分 ×	
メ モ					メ モ ボルト締直し	
写真番号	2				写真番号 4	
覆工番号	S005				覆工番号 S007	変状・異常写真添付
部位区分	覆工 (アーチ)				部位区分 覆工頂部	
変状の種類	うき				変状の種類 ひび割れ	
判定区分	×				判定区分 ×	
メ モ					メ モ たたき落としを実施したが、完全にうきを除去できなかった。 第三者被害の恐れがあるため、応急対策を要する。	

※ たたき落とし、締直しを実施した場合は、実施後の写真を添付すること。
 ※ 応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。

総点検実施要領（案）

【舗装編】

平成 25 年 2 月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検方法	1
留意事項	4
記録様式	5

1. 適用範囲

総点検実施要領（案）【舗装編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における路面性状基礎調査及び路面陥没危険箇所調査に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領などにより本要領（案）の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

2. 点検の目的

幹線道路を主として路面の状態を把握し、修繕の候補箇所を抽出すること、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を実施するものであり、あわせて第三者被害を防止する観点から、ポットホールへの穴埋め等応急的な措置を行うことを目的とする。

また、道路の路面下の空洞に起因した陥没による第三者被害を防止する観点から、路面下に発生した空洞を発見し、陥没の予防措置を講じることを目的とする。

3. 点検方法

幹線道路を主として、道路巡回にてポットホールなどを点検することに加え、既往資料の調査を通じて舗装計画交通量等の基礎的データを把握した上で、概ね100m毎の評価単位区間毎にひび割れ、わだち掘れ、縦断凸凹を評価し、併せて路面状況について写真による記録を行う。なお、評価単位区間の設定においては、主要な交差点等間での設定や、舗装の損傷状況がほぼ均質である場合は、柔軟に対応することができる。

点検対象車線は、原則として点検対象の道路を代表する1車線とする。代表する車線としては、下り車線あるいは第1走行車線を選定すると良い。また、車線間で舗装の劣化状況が大きく異なる場合等は、複数車線又は全車線を点検対象車線としても良い。

なお、独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を妨げるものではない。

また、道路巡回に際しては路面の変状把握（点検）も実施することに加え、過去に陥没や空洞が発生した箇所と同様の条件の路線や地下埋設物が存在する路線を対象に路面陥没危険箇所調査を実施する。特に震災後には、液状化マップ等を参考に、液状化の可能性が高いと想定される地域に位置する幹線道路も対象とするものとする。

1) 基礎的データの把握

舗装台帳、道路台帳、工事発注実績、パトロール記録等を調査し、舗装の管理に関する以下の基礎的データを可能な限り把握する。

- ・ 舗装計画交通量、設計CBR、舗装構成と使用材料、舗設年度、幅員
- ・ 交通量調査結果（24時間交通量、大型車混入率）
- ・ 補修履歴（補修時期、補修範囲（深さを含む。）、工法、補修材料）
- ・ その他（住民からの通報情報、その他関連調査結果等の参考情報）

2) ひび割れの評価

評価単位区間内の平均的なひび割れ率（度）を評価する。ひび割れ率（度）の定義については、舗装調査・試験法便覧（平成19年6月、社団法人日本道路協会）（以下、「試験法便覧」という。）のS029による。

3) わだち掘れの評価

評価単位区間内の平均的なわだち掘れ量を評価する。わだち掘れ量の定義については、試験法便覧のS030による。

4) 縦断凹凸の評価

評価単位区間内の平均的なIRI（mm/m）を評価する。縦断凹凸（IRI）の定義については、試験法便覧のS032T（クラス4）による。

5) パッチング数

舗装の劣化の進行状況の目安として、評価単位区間内のパッチング数をカウントする。ここでのパッチングとは、舗装の損傷に対する応急処置を実施したものであり、ポットホールへの穴埋め等を含むものとする。

6) 結果の記録

①評価方法

ひび割れ、わだち掘れ、縦断凸凹の路面の状況については、それぞれ目視評価や体感により評価単位区間内の平均的な状態について概ねの定量的評価を行い、あわせて評価単位区間の路面の代表的な写真を撮影し、記録様式に記録する。パッチング数は、評価区間内のパッチング数をカウントし、記録様式に記録する。なお、点検時にその他の損傷として気づいたものについては、その特徴等を記録様式に記録する。

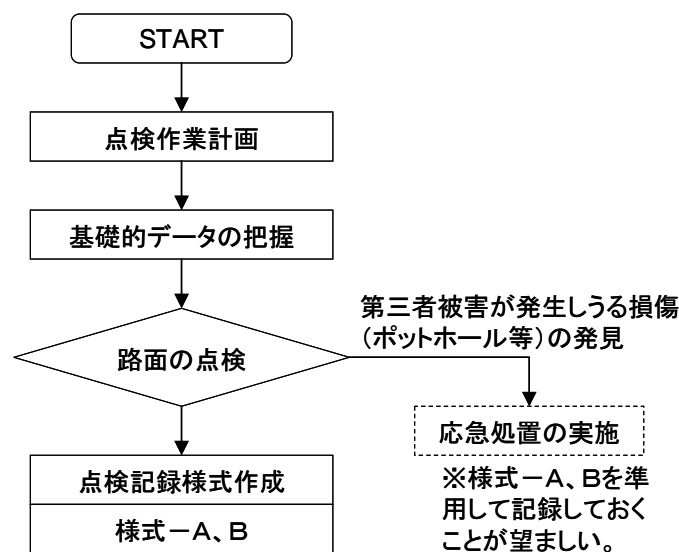
路面陥没危険箇所調査については、可能な範囲で詳細に記録する。

②記録様式

路面性状基礎調査については、結果を様式－A、Bに記録する（記録様式は本要領（案）巻末に添付する）。

記録は次回点検時に活用できるよう保管する。

なお、従前の路面性状調査要領（案）又はこれに準じる独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を過去5年以内に実施し、様式－Aの内容に準ずる記録がされている場合は、様式－A、Bによらずそれらの結果の記録でよいものとする。



図－1 実施フロー

また、路面陥没危険箇所調査においても、可能な範囲で詳細な調査結果を記録する。

留意事項**①点検時に第三者被害が発生する恐れのある局所的な損傷を発見した場合の措置について**

点検時にポットホール、コンクリート舗装の角欠け等の局所的な損傷を発見することが考えられる。これらの損傷については、直ちに応急対策を実施し、応急対策の実施内容及び応急対策の実施前後の写真について、様式-A、Bを準用して記録しておくことが望ましい。

②点検時の交通安全の確保

点検実施時は、第三者はもちろんのこと、点検者自身も含めて交通事故防止、交通安全の確保に十分に留意すること。

③路面性状基礎調査の実施間隔

従前の路面性状調査要領（案）又はこれに準じる独自の要領等に基づく路面性状測定車等による路面性状調査を過去5年以内に実施している場合は、そのデータを活用することも可能とする。

路面の管理に関しては、路面性状の経年的変化を把握すべきことから、路面性状基礎調査は5年以内毎に実施するものとする。

記録様式

総点検実施要領(案)【舗装編】

様式-B

路線名				管轄			点検年月		
区 間	~			施設等					
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸 (IRI)	mm/m			
						メモ			
区 間	~			施設等					
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸 (IRI)	mm/m			
						メモ			
区 間	~			施設等					
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸 (IRI)	mm/m			
						メモ			

※メモ欄は、区間における損傷に関する具体的な情報を記載。

※応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付すること。

総点検実施要領(案) 【舗装編】 【記載例】




様式一A

路線名	市道〇〇〇線	管轄	〇〇市	車道幅員(m) (上下線計)		10.5 m	路線延長(m)	11,155 m	点検日	2013年4月〇〇日	点検者	〇〇市道路課〇〇係 舗装 太郎
点検方法	目視評価	平均凹凸割合(%)	7%	平均凹凸幅(mm)		12 mm	平均縦断凹凸(IRI)(mm/m)	4.8 mm/m	平均ノツチノ数(箇所)	4.2 箇所/km	その他	

区間	施設等	区間距離 (m)	点検年月	凹凸割合 (%)	凹凸幅 (mm)	縦断凹凸 (IRI) (mm/m)	ノツチノ数 (箇所)	交通量 (台/日)	大型車混入率 (%)	舗装計画交通量	設計ORR (%)	「使用材料及び厚さ (cm)」						舗装年月	補修履歴					
												表層	厚さ	基層	厚さ	路盤	厚さ			路盤	厚さ			
0 ~ 100		100	2013/4	10	20	4	1	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	不明	部分ノツチノ有り		
100 ~ 200		100	2013/4	0	10	3	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2001/3	表層5cm切削OL		
200 ~ 230	△交差点	30	2013/4	20	20	5	1	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
230 ~ 300		70	2013/4	0	20	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
300 ~ 400		100	2013/4	0	10	3	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2003/10	表層5cm切削OL		
400 ~ 500		100	2013/4	10	10	3	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
500 ~ 620	○バス停	120	2013/4	20	20	6	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
620 ~ 700		80	2013/4	0	5	3	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10		修繕跡はあるが詳細不明		
700 ~ 800		100	2013/4	10	5	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
800 ~ 900		100	2013/4	30	10	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
900 ~ 950	□公民館	50	2013/4	30	20	7	5	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10		ポットホール補修時期不明		
950 ~ 1,000		50	2013/4	30	10	6	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,000 ~ 1,100		100	2013/4	10	10	3	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,100 ~ 1,200		100	2013/4	20	20	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,200 ~ 1,310	△神社	110	2013/4	10	10	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,310 ~ 1,400		90	2013/4	0	10	3	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2005/2	表層基層10cm切削OL		
1,400 ~ 1,500		100	2013/4	0	10	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2005/2	表層基層10cm切削OL		
1,500 ~ 1,600		100	2013/4	0	20	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2005/2	表層基層10cm切削OL		
1,600 ~ 1,700		100	2013/4	10	20	5	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,700 ~ 1,800		100	2013/4	0	10	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,800 ~ 1,840	○橋西	40	2013/4	10	10	7	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2009/9	切削(こぶとり)		
1,840 ~ 1,980	○橋東	140	2013/4	0	5	6	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10				
1,980 ~ 2,100		120	2013/4	0	10	4	0	3,333	11.1	B _{0.5}	4	改質I密粒(13)	5	改質II密粒(20)	5	M-30	15	C-40	35	1991/10	2010/6	ノール注入		
11,000 ~ 11,155		155		20	10	5	0																	

総点検実施要領(案)【舗装編】【記載例】

様式-B

路線名	市道〇〇〇線	管轄	〇〇市	点検年月	2013/4	
区間	0 ~ 100	施設等				
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
				メモ 部分パッチングあり		
区間	100 ~ 200	施設等				
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
				メモ		
区間	200 ~ 230	施設等	△交差点(230)			
調査結果	ひび割れ	%	わだち掘れ	mm	縦断凹凸(IRI)	mm/m
				メモ △△交差点下り流入部手前わだち掘れ20mm程度(延長約50m):沈下わだち		

※メモ欄は、区間における損傷に関する具体的な情報を記載。

※応急対策を実施した場合は、その実施状況が分かる写真を添付することが望ましい。

総点検実施要領（案）

【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】

平成 25 年 2 月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検対象、点検部位及び点検項目	1
4. 点検方法	5
5. 応急等の措置	5
6. 点検結果の判定	5
7. 点検の記録	6
点検結果の記録様式	8

1. 適用の範囲

総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における道路附属物のうち、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置（以下「標識等」という。）の点検に適用する。その他、支柱形式を有するCCTV設備等の点検にも準用することができる。

トンネル、橋梁及び横断歩道橋に設置された標識等については、総点検実施要領（案）【道路トンネル編】、総点検実施要領（案）【橋梁編】及び総点検実施要領（案）【横断歩道橋編】において規定されており、それぞれの点検要領によるものとする。

また、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路への適用を主に考えているが、その他の道路にも準用できる。

なお、本要領（案）は、主として市町村等の地方公共団体が総点検を実施する際の参考として作成したものであるが、各道路管理者が別の点検要領等により本要領（案）の点検内容を超えての点検等を実施することを妨げるものではない。

点検の具体的な方法等については、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（平成22年12月、国土交通省道路局国道・防災課）を参考とする。

2. 点検の目的

標識等について、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から、施設の健全性の点検を行うとともに、あわせてナットの締直し等の応急措置を行うことを点検の目的とする。

3. 点検対象、点検部位及び点検項目

（1）点検対象

点検対象は、道路管理者が設置した道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置としているが、設置箇所数が膨大であるため、効果的に点検を実施する観点から、道路の頭上に設置されている規模が大きい施設（例えば門型式）など、第三者被害が大きくなるおそれが高い施設について、優先的に点検を行うものとする。その他の支柱形式を有する施設（CCTV設備等）については、各道路管理者の判断により必要に応じて点検を実施する。

なお、「附属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）」（平成22年12月、国土交通省道路局国道・防災課）または同等の内容の要領等により点検を実施している施設については、各道路管理者の判断で点検を省略することができる。

以下の1)～3)に点検を行う施設の種類を示す。

1) 道路標識

路側式※、片持式（オーバーハング式）、門型式（オーバーヘッド式）、添架式

※路側式については、歩道等の頭上に設置されたものなど第三者被害が想定されるものを対象とする。

2) 道路照明施設

ポール照明方式（ハイマスト照明方式を含む）、添架式（構造物取付照明方式を含む）

3) 道路情報提供装置

道路標識に準ずる

以下に、それぞれの施設の概略図を示す。

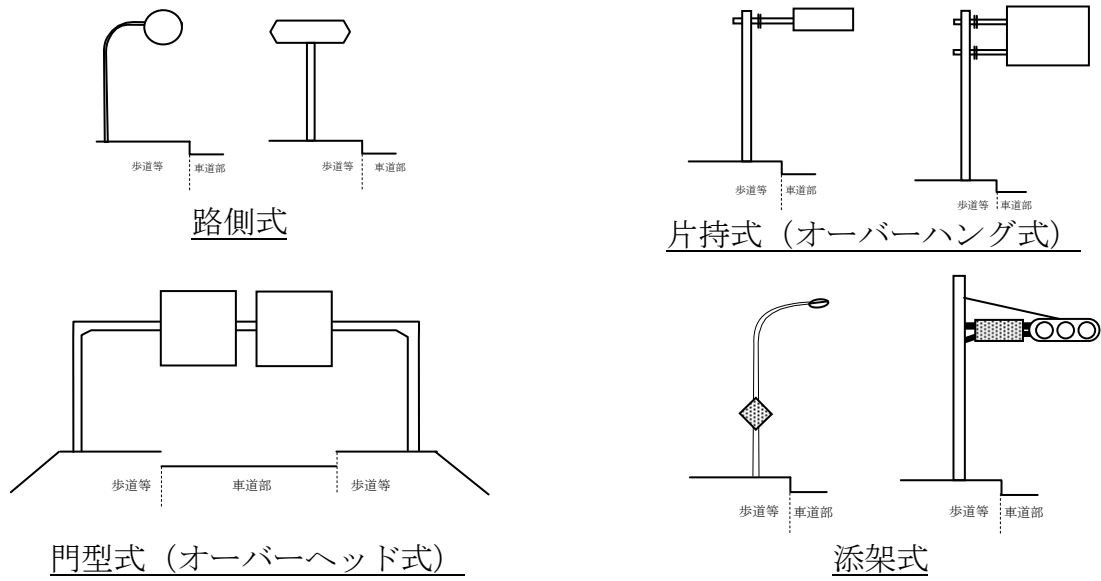


図-1 点検対象 (道路標識、道路情報提供装置)

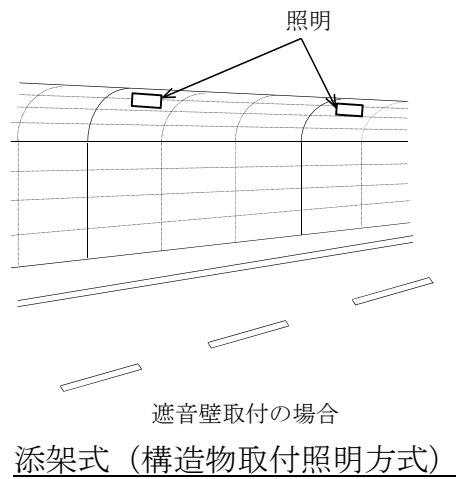
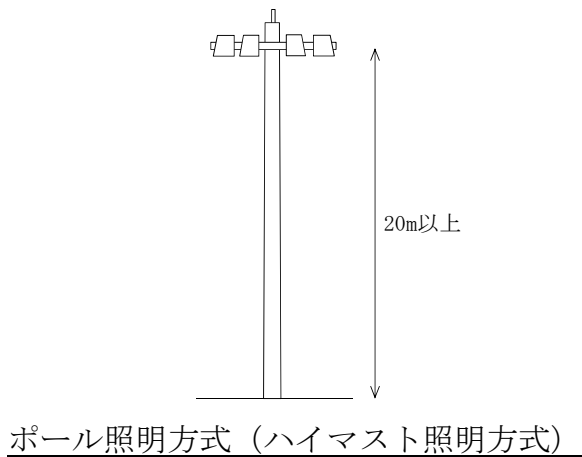
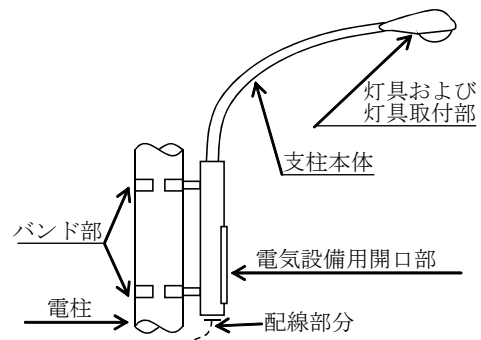
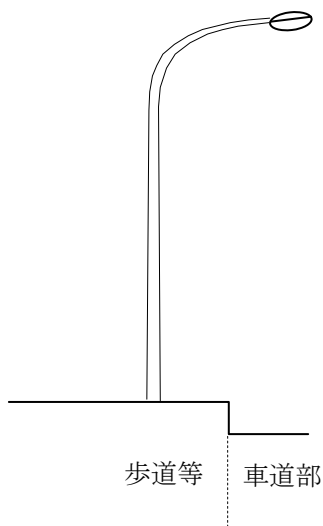


図-2 点検対象 (道路照明)

(2) 点検部位

標識等については、これまでの知見から、損傷等が生じやすい弱点部があることがわかっている。また、様々な構造形式が存在し、例えば道路照明施設では信号機と統合したものや地域景観に配慮してデザインされたものがあるなど多様な構造を有する。従って、標識等の構造的特徴を考慮した弱点部に着目し、効果的に点検部位を設定することが必要となる。

標識等について、共通する点検部位としては、支柱等の本体、支柱等と各部の接続部、支柱基部がある。道路照明施設及び道路情報提供装置の固有の点検部位として電気設備用開口部があり、道路情報提供装置の固有の点検部位として管理用の足場や作業台がある場合がある。

表-1.1～1.3 に標識等の点検部位を示す。

(3) 点検項目

標識等の部材は、鋼部材およびコンクリート部材に大きく分けられる。鋼部材については、亀裂、腐食、ゆるみ・脱落、破断について点検するものとし、コンクリート部材については、うき、剥離、ひびわれについて点検する。

表-1.1～1.3 に標識等の点検項目を示す。

表-1.1 道路標識の点検部位と点検項目

点検部位		点検項目					
		鋼部材				コンクリート部材	その他
		き裂	腐食	ゆるみ・脱落	破断	うき、剥離、ひびわれ	
本体	支柱本体						
	横梁本体						
	標識板						
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	横梁仕口溶接部						
	横梁取付部						
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	標識板取付部						
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)					
		路面境界部(GL-40)					
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部					
		基礎コンクリート部					
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部					
		柱・ベースプレート溶接部					
		アンカーボルト・ナット					
基礎コンクリート部							

注: ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

表-1.2 道路照明施設の点検部位と点検項目

点検部位		点検項目					その他
		鋼部材				コンクリート部材	
		き裂	腐食	ゆるみ・脱落	破断	うき、剥離、ひびわれ	
本体	支柱本体(添加型のバンド部を含む)						
	支柱内部						
	支柱分岐部(Y型のみ)						
	灯具						
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	配線部分						
	灯具取付部						
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)					
		路面境界部(GL-40)					
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部					
		基礎コンクリート部					
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部					
		柱・ベースプレート溶接部					
		アンカーボルト・ナット					
	基礎コンクリート部						
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)						

注: ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

表-1.3 道路情報提供装置の点検部位と点検項目

点検部位		点検項目					その他
		鋼部材				コンクリート部材	
		き裂	腐食	ゆるみ・脱落	破断	うき、剥離、ひびわれ	
本体	支柱本体						
	横梁本体						
	情報板						
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	横梁仕口溶接部						
	横梁取付部						
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)						
	情報板取付部						
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)					
		路面境界部(GL-40)					
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部					
		基礎コンクリート部					
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部					
		柱・ベースプレート溶接部					
		アンカーボルト・ナット					
基礎コンクリート部							
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)						
	管理用の足場・作業台						

注: ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

4. 点検方法

点検方法は、近接目視を基本とし、適宜、触診、打音等を行う。また、必要に応じて、板厚調査等を実施するものとする。

1) 近接目視

点検部位に対して点検用資器材（点検ハンマー、ルーペなど）を併用して近接目視を行う。路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合は、路面境界部の掘削を伴う目視点検を行う。また、ナットの緩み等の確認のため、適宜、触診、打音等を行うものとする。今後の点検のため、ボルト・ナットに合いマークの設置を行うことが望ましい。

2) 板厚調査等（必要に応じて実施）

近接目視の結果を踏まえ、必要に応じて超音波パルス反射法による残存板厚調査、き裂探傷試験等を実施する。

5. 応急措置等

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例としては、次が挙げられる。

- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下の可能性がある部品等の撤去

この要領では、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点からの異常の発見を主目的としていることから、異常発見後の措置については規定していない。異常を発見した場合は、適切な補修工事・撤去・更新等を行うことが肝要である。

6. 点検結果の判定

発見された損傷内容毎に次の判定を行う。

- 判定Ⅰ： 異常なし
- 判定Ⅱ： 経過観察の必要あり
- 判定Ⅲ： 施設の倒壊、落下等のおそれあり

なお、判定Ⅱは、今後、継続的に点検を行う維持管理サイクルを実施するための情報を把握する目的で設けた区分であり、必要に応じて道路管理者の判断で割愛してもよい。この場合、判定Ⅱに相当する損傷内容は、今回の点検では判定Ⅰとし、引き続き、日常管理の中で適切に対応していく必要がある。

損傷内容と判定区分は、表-2を標準とする。なお、表-2は、車両の衝突により生じた変形、欠損などを発見する日常管理の一環で行う点検とは異なる観点で判定するものであり、車両の衝突により生じた変形、欠損などを今回の点検で発見した場合には、適切な措置をとることが肝要である。

表-2 損傷内容と判定区分

	損傷内容	判定区分	損傷状況	備考
鋼部材	き裂	I	損傷なし	
		II	損傷は表面的であり、部材の落下、転倒の恐れはない。	
		III	部材の落下、転倒の恐れがあるき裂が生じている。	
	腐食	I	損傷なし	
		II	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない。 孔食が生じているが貫通していない。	
		III	表面に著しい膨張が生じているか又は明らかな板厚減少が視認できる。 貫通した孔食が生じている。	
	ゆるみ・脱落	I	損傷なし	
		II	—	
		III	ボルト・ナットの脱落がある。 ボルト・ナットのゆるみがあり、脱落の恐れがある。	
	破断	I	損傷なし	
		II	—	
		III	ボルトの破断がある。 支柱等の部材の破断がある。	
コンクリート部材 (支柱の取付基部)	うき、剥離、ひびわれ	I	損傷なし	
		II	軽微なうき、剥離、ひびわれが生じている。	
		III	著しいうき、剥離、ひびわれが生じている。	
その他			電気設備用開口部のパッキンの劣化、滞水状況などを判定する。 部材の落下、転倒の恐れ観点で判定する。	

7. 点検の記録

点検結果は、次の様式に記録し、次回点検時や日常管理等に活用できるよう保管する。

- ① 点検記録票（総括票）
- ② 点検記録票（損傷記録票）

点検結果については以下の要領で「点検記録票（総括票）」を作成し、異常のあったものは「点検記録票（損傷記録票）」を作成する。

- ① 点検記録票（総括票）
「点検記録票（総括票）」に標識等の基本情報と点検結果を記録し、点検をできなかった

部位がある場合には、点検予定を記録する。

基本情報のうち、道路台帳等、既存の資料で代替できる項目は、代替してもよい。

《記入要領》

(1)基本情報

基本情報として、路線名等の情報、支柱形式等の情報を記載する。

基本情報のうち、「海岸からの距離」と「融雪（凍結防止）剤散布路線」は、塩分による腐食への影響の把握、「防雪対策実施路線」は、雪荷重の影響の把握、「風規制実施路線」は、風荷重の影響の把握を目的として記録する項目である。それぞれ以下に従い記録する。

- ・海岸からの距離には、標識等の設置箇所から最も近い海岸までの距離を選択する。
- ・融雪（凍結防止）剤散布路線には、散布がある場合は「該当する」、無い場合は「該当しない」を選択する。
- ・防雪対策実施路線には、防雪対策（防雪柵、防雪林、雪崩柵、スノーシェルター等）が設置されている場合は「該当する」、設置されていない場合は「該当しない」を選択する。
- ・風規制実施路線には、風や吹雪等による通行止め規制が規定されている場合は「該当する」、規定されていない場合は「該当しない」を選定する。

なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、付図、写真等により示しておく。

(2) 点検結果

①点検状況 : 「済」「未」「外」で該当するものに○をつける

「済」は、点検を実施した部位であることを示す。

「未」は、点検ができなかった部位であることを示す。「未」の場合、(3)点検予定を記載する。

「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

②対象の有無 : 対象部位の有無を「有」「無」で該当するものに○をつける

③判定結果 : 判定結果を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」で該当するものに○をつける

「Ⅲ」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成。

④異常の内容 : 判定結果が「Ⅱ」「Ⅲ」の場合は、表-2の損傷状況を参考に異常の内容を記載する。ただし、「Ⅲ」の場合は、「点検記録票（損傷記録票）」を作成するため、割愛してもよい。

⑤応急措置等 : 「Ⅰ」「Ⅱ」「未」で該当するものに○をつける

「Ⅰ」は、撤去・更新等の恒久措置を実施し、異常なしと判定された部位であることを示す。

「Ⅱ」は、ナットの締直し等の応急措置を実施し、経過観察の必要ありと判定された部位であることを示す。

「未」は、措置を実施できなかった部位であることを示す。

⑥応急措置等の内容 : 実施した応急措置等の内容を記載する。ただし、判定結果が「Ⅲ」の場合は、「点検記録票（損傷記録票）」を作成するため、割愛してもよい。

⑦弱点部の追加 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位には、標識等の構造的特徴を考慮した弱点部があれば、「その他」に追加するものとする。

⑧重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位の他に、重大事故に繋がる損傷発見の有無について記録する。

(3)点検予定

点検ができなかった場合に、記入する。点検ができなかった部位、理由、点検予定時期、点検方法（案）を記録する。

② 点検記録票（損傷記録票）

異常があった部位毎に、損傷の種類、応急等の措置を実施した場合はその内容、応急等の措置ができなかった場合は、その理由、実施予定時期、実施予定内容を記録する。

また、異常があった部位の位置と損傷程度を後日特定できるようにポンチ絵や写真を貼付する。

点検結果の記録様式

点検記録票（総括票）

道路標識

(1) 基本情報

道路標識管理番号					
路線名	上り・下り	距離標※		センサス 区間番号※	
管理者		設置年月		車道幅員	
所在地					

支柱形式	路側式・片持式(逆L型・F型・テーパーポール型・T型)・門型式(オーバーヘッド型)・添架式・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
表面処理形式	塗装式・垂鉛めつき式・塗装式+垂鉛めつき式・その他

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※距離標、センサス区間番号がある場合は記入

(2) 点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	標識板	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁仕口溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		路面境界部(GL-40)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		アンカーボルト・ナット	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
その他		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載						
その他特記事項								

(3) 点検予定

点検ができなかった部位		ポンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由)等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

道路照明施設

(1)基本情報

道路照明施設管理番号					
路線名	上り・下り	距離標※		センサス 区間番号※	
管理者		設置年月		車道幅員	
所在地					

支柱形式	ポール照明方式（テーパーポール型・直線ポール型・Y型）・添架式・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
灯具形式	KSC-4・KSC-7・KSN-2・KSN-3・KSN-2-H・KSN-3-H・KC4・その他
表面処理形式	塗装式・亜鉛めっき式・塗装式+亜鉛めっき式・その他

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※距離標、センサス区間番号がある場合は記入

(2) 点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体(添加型のバンド部を含む)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	支柱内部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	支柱分岐部(Y型のみ)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	灯具	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	配線部分	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	灯具取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		路面境界部(GL-40)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
アンカーボルト・ナット		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載						
その他特記事項								

(3) 点検予定

点検ができなかった部位		ポンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由)等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

道路情報提供装置

(1)基本情報

道路情報提供装置管理番号					
路線名	上り・下り	距離標※		センサス 区間番号※	
管理者		設置年月		車道幅員	
所在地					

支柱形式	路側式・片持式(逆L型・F型・テーパーポール型・T型)・門型式(オーバーヘッド型)・添架式・その他
基礎形式	埋め込み型・ベースプレート型・添架型・その他
路面境界部の状況	コンクリート・アスファルト・土砂・ベースプレート露出・インターロッキング・その他
表面処理形式	塗装式・亜鉛めっき式・塗装式+亜鉛めっき式・その他

海岸からの距離	100m未満・100m~1km 1km~5km・5km~20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※距離標、センサス区間番号がある場合は記入

(2) 点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③判定結果	④異常の内容	⑤応急措置等	⑥応急措置等の内容	備考
本体	支柱本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁本体	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	情報板	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
接続部	支柱継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁仕口溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	横梁継手部(ボルト接合の他、特に溶接継手に注視)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	情報板取付部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
支柱基部	路面境界部がアスファルトや土砂等で埋め戻されている場合	路面境界部(GL-0)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		路面境界部(GL-40)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリートが露出している場合	柱・基礎境界部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	ベースプレートが露出している場合	リブ・取付溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		柱・ベースプレート溶接部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
		アンカーボルト・ナット	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未	
	基礎コンクリート部	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
その他	電気設備用開口部本体(ボルト、パッキンを含む)	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
	管理用の足場・作業台	済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
		済・未・外	有・無	I・II・III		I・II・未		
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無 ※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載						
その他特記事項								

(3) 点検予定

点検ができなかった部位		ボンチ絵・写真 ・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由)等
その理由		
点検予定時期		
点検実施方法		

66

点検記録票（損傷記録票）

点検対象	道路標識・道路照明施設・道路情報提供装置
管理番号	

No.			
対象部位			
損傷の種類			
応急措置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	
		実施予定時期	
		実施予定内容	
<p>ポンチ絵・写真</p> <p>・対象部位 ・損傷部位と損傷程度 ・応急措置の前後 等</p>			

注1: 1つの部位につき、なるべく1枚で作成

注2: No.欄には、各施設1基ごとに、通し番号を記載

総点検実施要領（案）

【横断歩道橋編】

平成 25 年 2 月

国土交通省 道路局

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 点検の目的	1
3. 点検対象及び点検部位	1
4. 点検項目	1
5. 点検方法	3
6. 応急措置	3
7. 点検結果の判定	3
8. 点検の実施フロー	3
9. 点検結果の記録	3
留意事項	5
点検結果の記録様式	6

1. 適用の範囲

総点検実施要領（案）【横断歩道橋編】（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路における横断歩道橋に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村等地方公共団体が総点検を実施する際の参考として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領等により本要領（案）の点検内容を超えて点検等を実施することを妨げるものではない。

この要領に記載のない事項は、総点検実施要領（案）【橋梁編】（以下、「橋梁編」という。）を参考にするものとする。

2. 点検の目的

横断歩道橋について、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から点検を行うとともに、あわせてナットの締直し等の応急措置を行うことを点検の目的とする。

3. 点検対象及び点検部位

（1）点検対象

原則、全ての横断歩道橋を対象とする。

（2）点検部位

横断歩道橋の場合、道路を横断して設置されているものであり、落下による第三者被害のおそれがあることから、原則、すべての部位を対象とする。なお、横断歩道橋の一部が、供用中の道路以外の第三者の立ち入りも想定されない空間を横切っている場合で、横断歩道橋の利用者への被害のおそれのない場合のみ、当該箇所は対象外とできる。

点検部位は、橋梁に準じるが、横断歩道橋においては、本体の転倒や一部の構造体の落下が懸念されるため、構造体の接合箇所においては、特に入念な点検と、損傷状況の判定が重要となる。

例えば、階段との接合部が破損し、地震時に階段が落下した事例や、鋼製柱の根本の板厚が腐食により減少し、倒壊直前に至った事例がある。また、横断歩道橋には、裾隠し板や標識等の附属物が添架されている場合が多く、これらの取り付け部に著しい腐食が生じていた事例がある。

なお、横断歩道橋に添架されている、道路管理者以外が管理する施設等は対象外とし、占用物件については、占用者に本要領（案）と同等の点検を実施するよう要請することとする。

4. 点検項目

点検項目は、橋梁編「4. 対象損傷」に準ずる。

表-1 に、主な点検部位及び主な点検項目を示す。

表-1 横断歩道橋の主な点検部位及び主な点検項目

点検部位		主な着目部位	点検項目					
			鋼部材			コンクリート部材	その他	
			著しい腐食	き裂・破断	ゆるみ・脱落	うき、剥離、ひびわれ		
(1) 横断歩道橋本体	(a) 上部工	主桁	部材接続部 溶接部					
		横桁						
		床版またはデッキプレート						
		地覆						
	(b) 下部工	橋脚	柱脚部 部材接続部					
		支承						
		落橋防止構造						
		根巻きコンクリート						
	(c) 階段	上部工との接合部						
		主桁	部材接続部 溶接部					
		踏み板						
		蹴上げ						
		地覆						
橋台								
(d) その他	排水管							
	排水樋							
	その他							
(2) 附属物	高欄	柱脚部 部材接続部						
	落下物防止柵	柱脚部 板取付部 バンド部(供架型)						
	照明施設	柱脚部 支柱本体						
	道路標識	本体への取付部 部材接続部						
	その他							
(3) 通路及び添架物	舗装							
	手すり							
	目隠し板	柱脚部 板取付部						
	裾隠し板	バンド部(供架型)						
	その他							
(4) その他	(現地を確認したもの)							

※1 ハッチセルは、通常では存在しない点検部位と点検項目の組合せである。

※2 「(1)横断歩道橋本体 - (c)階段」と「(3)通路及び添架物」は、横断歩道橋に特化した部位を示す。

5. 点検方法

点検の方法は、近接目視を基本とし、点検項目に応じて、触診、打音検査等を併用する。点検の標準的な方法は、橋梁編「5. 点検の方法」に準ずる。

6. 応急措置

点検で異常を把握した場合は、可能な限りの応急措置を行うこととする。応急措置の例として次が挙げられる。

- ・ナットのゆるみの再締め付け
- ・落下の可能性がある部品等の撤去
- ・コンクリート部材のうきをハンマーでたたき落とす（桁下を交差する道路の交通の安全が確保される場合）

横断歩道橋では、基本的に供用中道路の上での点検となることから、点検による万が一の部材片の落下に対して十分な安全措置を行うことが重要となる。また、橋梁編では、コンクリートのうきに対しては、可能な限りたたき落とす応急措置を行うとしている。しかし、横断歩道橋では、桁下を交差する道路の交通規制が困難で交通の安全が確保できない場合が想定され、このような場合には必ずしも実施しなくてよい。この場合、判定結果を記録し、速やかに必要な段取りを行って、修繕工事等を行うことが肝要である。

また、この要領では、落下や倒壊による第三者被害を防止する観点からの異常の発見を主目的としていることから、異常発見後の措置については規定していない。異常を発見した場合は、適切な補修工事等を行うことが肝要である。

7. 点検結果の判定

点検結果の判定は、橋梁編「7. 総点検の判定」に準ずる。

8. 点検の実施フロー

点検の実施フローは、橋梁編「8. 総点検の実施フロー」に準ずる。

9. 点検結果の記録

点検結果は、次の様式に記録し、次回点検時や日常管理等に活用できるよう保管する。

- ① 点検記録票（総括票）
- ② 点検記録票（損傷記録票）
- ③ 点検記録票（点検予定票）

点検結果については以下の要領で「点検記録票（総括票）」を作成し、異常のあったものは「点検記録票（損傷記録票）」、点検の未実施のものは「点検記録票（点検予定票）」を作成する。

① 点検記録票（総括票）

「点検記録票（総括票）」に横断歩道橋の基本情報と点検結果を記録する。

基本情報のうち、道路台帳等、既存の資料で代替できる項目は、代替してもよい。

点検結果は、極力省力化を図る観点から、1橋単位とし、異常の有無のみの記載とした。

≪記入要領≫

(1) 基本情報

基本情報として、路線名等の情報を記載する。

基本情報のうち、「海岸からの距離」と「融雪（凍結防止）剤散布路線」は、塩分による腐食への影響の把握、「防雪対策実施路線」は、雪荷重の影響の把握、「風規制実施路線」は、風荷重の影響の把握を目的として記録する項目である。それぞれ以下に従い記録する。

- ・海岸からの距離には、横断歩道橋の設置箇所から最も近い海岸までの距離を選択する。
- ・融雪（凍結防止）剤散布路線には、散布がある場合は「該当する」、無い場合は「該当しない」を選択する。
- ・防雪対策実施路線には、防雪対策（防雪柵、防雪林、雪崩柵、スノーシェルター等）が設置されている場合は「該当する」、設置されていない場合は「該当しない」を選択する。
- ・風規制実施路線には、風や吹雪等による通行止め規制が規定されている場合は「該当する」、規定されていない場合は「該当しない」を選定する。

なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、付図、写真等により示しておく。

(2) 点検結果

①点検状況 : 「済」「未」「外」で該当するものに○をつける

「済」は、点検を実施した部位であることを示す。

「未」は、点検ができなかった部位であることを示す。「未」の場合、「点検記録票（点検予定票）」を作成する。

「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

②対象の有無 : 対象部位の有無を「有」「無」で該当するものに○をつける

③異常の有無 : 異常の有無を「有」「無」で該当するものに○をつける

「有」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成。

④備考 :

「フェールセーフ機能の追加の必要性あり」、「重大事故につながる損傷を発見」等の特記事項があれば、記録する。

⑤弱点部の追加 :

「点検記録票（総括票）」の（2）点検結果の点検部位には、横断歩道橋の構造的特徴を考慮した弱点部があれば、「その他」に追加するものとする。

⑥重大事故（落下、倒壊等）に繋がる損傷発見の有無：

「点検記録票（総括票）」の（２）点検結果の点検部位の他に、重大事故に繋がる損傷を発見した場合に記録する。「有」の場合、「点検記録票（損傷記録票）」を作成。

② 点検記録票（損傷記録票）

異常があった部位毎、損傷毎に、判定結果を記録する。併せて、応急措置を実施した場合はその内容、応急措置ができなかった場合は、その理由、実施予定時期、実施予定内容を記録する。

また、異常があった部位の位置と損傷程度を後日特定できるようにポンチ絵や写真を貼付する。

③ 点検記録票（点検予定票）

点検ができなかった場合に、作成する。点検ができなかった部位、理由、点検予定時期、点検方法（案）を記録する。

留意事項

「橋梁定期点検要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省国道・防災課」、「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成 16 年 3 月 国土交通省国道・防災課」及び「道路付属物（標識、照明施設等）の点検要領（案）平成 22 年 12 月 国土交通省国道・防災課」等の各点検要領、または、これに準じる独自の要領等に基づく点検を実施し、本要領による点検データと同等の点検データが既にある場合は、そのデータを活用することも可能とする。

点検結果の記録様式

点検記録票（総括票）

横断歩道橋

(1)基本情報

横断歩道橋管理番号					
路線名	上り・下り	距離標※		センサス 区間番号※	
管理者		設置年月		車道幅員	
所在地					

海岸からの距離	100m未満・100m～1km 1km～5km・5km～20km・20km以上	融雪(凍結防止)剤 散布路線	該当する・該当しない
防雪対策実施路線	該当する・該当しない	風規制実施路線	該当する・該当しない

点検年月日		点検員	
-------	--	-----	--

位置特定のための付図、写真等

※距離標、センサス区間番号がある場合は記入

(2)点検結果

点検部位		①点検状況	②対象の有無	③異常の有無	④備考
(1)横断歩道橋本体	(a)上部工	主桁	済・未・外	有・無	有・無
		横桁	済・未・外	有・無	有・無
		床版またはデッキプレート	済・未・外	有・無	有・無
		地覆	済・未・外	有・無	有・無
	(b)下部工	橋脚	済・未・外	有・無	有・無
		支承	済・未・外	有・無	有・無
		落橋防止構造	済・未・外	有・無	有・無
		根巻きコンクリート	済・未・外	有・無	有・無
	(c)階段	上部工との接合部	済・未・外	有・無	有・無
		主桁	済・未・外	有・無	有・無
		踏み板	済・未・外	有・無	有・無
		蹴上げ	済・未・外	有・無	有・無
		地覆	済・未・外	有・無	有・無
		橋台	済・未・外	有・無	有・無
(d)その他	排水管	済・未・外	有・無	有・無	
	排水樋	済・未・外	有・無	有・無	
	その他	済・未・外	有・無	有・無	
(2)附属物	高欄	済・未・外	有・無	有・無	
	落下物防止柵	済・未・外	有・無	有・無	
	照明施設	済・未・外	有・無	有・無	
	道路標識	済・未・外	有・無	有・無	
	その他	済・未・外	有・無	有・無	
(3)通路及び添架物	舗装	済・未・外	有・無	有・無	
	手すり	済・未・外	有・無	有・無	
	目隠し板	済・未・外	有・無	有・無	
	裾隠し板	済・未・外	有・無	有・無	
	その他	済・未・外	有・無	有・無	
(4)その他	(現地で確認したもの)	済・未・外	有・無	有・無	
		済・未・外	有・無	有・無	
		済・未・外	有・無	有・無	
		済・未・外	有・無	有・無	
上記の点検部位の他に重大事故(落下、倒壊等)に繋がる損傷発見の有無		有・無	※「有」の場合、点検記録票(損傷記録票)に記載		
その他特記事項					

注1: ①欄には、点検状況を「済」「未」「外」で記載
「外」とは、道路利用者及び第三者への被害が想定されない箇所のため、点検対象外であることを示す。

注2: ②欄には、対象施設の有無を、「有」「無」で記載
「未」の場合、「点検予定票」を作成

注3: ③欄には、異常の有無を、「有」「無」で記載
対象とする主な損傷は、次のとおり
・鋼部材・・・著しい腐食、き裂・破断、ボルトのゆるみ・脱落
・コンクリート部材・・・うき・剥離、ひびわれ
・その他

注4: 「有」の場合、「損傷記録票」を作成
④欄には、「フェールセーフ機能の追加の必要性あり」
「重大事故につながる損傷を発見」等、特記事項を記載

点検記録票（損傷記録票）

横断歩道橋管理番号	
横断歩道橋名	

No.			
対象部位			
損傷の種類			
判定結果			
応急処置	実施	実施内容	
	未実施	できなかった理由	
		実施予定時期	
		実施予定内容	

ポンチ絵・写真
 ・対象部位
 ・損傷部位と損傷程度
 ・応急措置の前後 等

注1: 1つの部位につき、なるべく1枚で作成

注2: 判定結果は、損傷の種類毎に記載

注3: No.欄には、同一横断歩道橋における通し番号を記載

点検記録票（点検予定票）

横断歩道橋管理番号	
横断歩道橋名	

点検ができなかった部位	
その理由	
点検予定時期	
点検方法(案)	
<p>ポンチ絵・写真</p> <p>・点検できなかった部位 ・点検の状況(できなかった理由) 等</p>	

注1: 同一横断歩道橋につき、1枚作成

総点検実施要領（案）

【道路のり面工・土工構造物編】

平成 25 年 2 月

国土交通省 道路局

目次

1. 適用範囲
2. 点検の目的
3. 点検対象
4. 点検方法
5. 異常箇所の判定と記録
6. 点検の実施フロー

I 道路のり面工・土工構造物編

1. 適用範囲

総点検実施要領（案）～道路のり面工・土工構造物編～（以下、「本要領（案）」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路における道路のり面工・土工構造物の点検に適用する。

なお、本要領（案）は、第三者被害の影響が大きいと想定される幹線道路を主として適用するが、その他の道路にも準用できる。

また、本要領（案）は、主として市町村が総点検を実施する際の参考資料として作成したものであり、各道路管理者が別の点検要領などにより本要領（案）の点検内容を越えての点検等を実施することを妨げるものではない。

2. 点検の目的

第三者被害を防止する観点から、のり面工・土工構造物の変状等の異常（部材の落下等により災害、第三者被害につながるおそれがある変状等）を把握するための点検を実施するものである。

なお、必要に応じ、たたき落とし等の応急的な措置を適宜実施する。

3. 点検対象

点検の対象とする主な構造物は、以下の通りである。

表－1 主な対象構造物

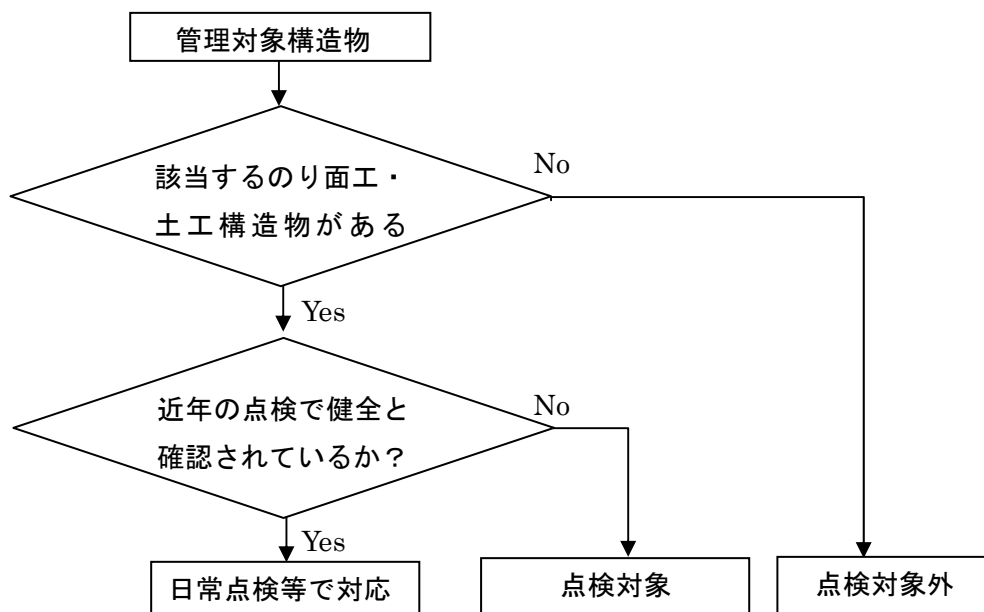
大区分	細区分
のり面工	<ul style="list-style-type: none"> ・切土のり面（のり面保護工、のり面排水工等） ・盛土（のり面、のり面排水工等） ・グラウンドアンカー工
斜面安定工	<ul style="list-style-type: none"> ・擁（よう）壁工 ・ロックシェッド、スノーシェッド ・落石防護工全般（柵・網工等） ・落石予防工全般（ロープ掛け工等） ・その他の斜面安定工
カルバート工	（同左）

上記に示した構造物以外についても点検の主旨に鑑み、第三者への被害が懸念される場合は点検を実施するものとする。

点検対象の選定フローを図－1に示す。

点検対象は、管理しているのり面工・土工構造物のうち、近年の点検（道路防災点検^{※1}等の定期点検等）によって当該施設の健全性が十分確認されている構造物を除いたものを選定する。ただし道路防災点検はのり面工・土工構造物の異常に特化して詳細に見る点検ではないため、単に「道路防災点検等を実施しているか」だけではなく、本要領で述べるような、第三者被害のおそれに関する異常の有無に関する情報が十分得られているかを確認したうえで判断するものとする。

※1：平成8年度道路防災点検並びに平成18年度道路防災点検と道路防災点検においてカルテ対応箇所とされた箇所についてのカルテに基づく点検のこと



図－1 点検対象の選定フロー

4. 点検方法

表－2に示すように点検対象構造物に応じ、路上からの目視点検、近接目視、触診や打音検査等により異常の有無を確認する。路上からの目視点検には、双眼鏡等を使用した目視点検を含む。また、近接目視については、のり面小段等に登っての近接目視や高所作業車の使用も含む。カルバート工については、カルバート内空間の管理者が点検を実施することを基本とし、本線からの路上目視は行わないことを想定している。

なお、対象となるのり面工・土工構造物の数が多量となる場合等は、路上からの点検を一次点検として先行実施し、近接目視点検を二次点検として実施するなど、段階的な点検

を行なうことで効率性や精度の向上が期待できる場合がある。

表－2 構造物毎の点検方法の組み合わせ例

構造物	点検方法
切土のり面	路上目視、近接目視、打音等
盛土	路上目視、のり尻等の近接目視等
グラウンドアンカー工	路上目視、近接目視、触診、打音等
擁（よう）壁工	路上目視、近接目視、打音等
ロックシェッド、スノーシェッド	路上目視、近接目視、打音等
落石防護工全般（柵・網工等）	路上目視、近接目視、打音等
落石予防工全般（ロープ掛け工等）	同上
その他の斜面安定工	同上
カルバート工	近接目視、打音等

5. 異常箇所の判定と記録

以下の判定を実施し、指定の様式に記入する。

1) 判定区分

表－3にもとづき、表－4に示した第三者被害につながるおそれがある異常を判定する。第三者被害につながるおそれがある異常については、その状況が分かる写真を撮影し、写真番号とともに状況を個別箇所の調査記録表（別紙2）に記録する（必須）。なお、表－4に示した異常の見られない点検箇所についても、将来的な変状の増大や発生を監視するため、点検結果を調査記録表に記録しておくことが望ましい（任意）。

表－3 判定区分の目安

判定区分	判定の内容
× 異常あり	表－4の異常の判定基準（第三者被害につながるおそれのあるもの）に該当する場合。
△ 異常あり （応急措置済み）	表－4の異常の判定基準（第三者被害につながるおそれのあるもの）に該当していたが、たたき落とし等の応急的な措置により第三者被害の可能性がなくなった場合。
○ 異常なし	上記以外（第三者被害につながるおそれのない変状、軽微な変状のあるものを含む）

2) 記録様式

点検結果一覧表ならびに個別箇所の調査記録表により整理する。点検結果一覧表は別紙1、個別箇所の調査記録表は別紙2を用いる。必要に応じて追加資料を添付しても良い。

3) 判定基準

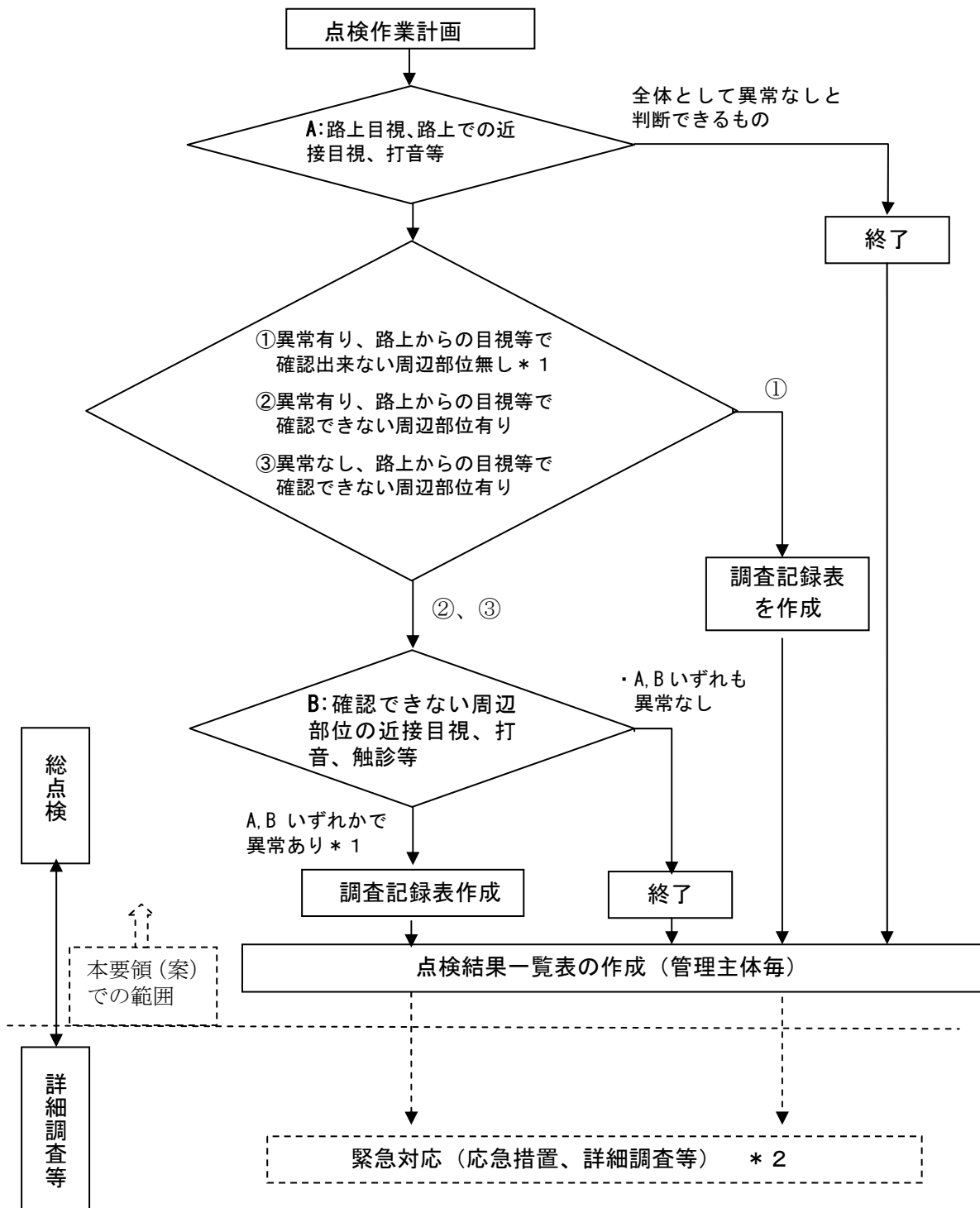
構造物毎の判定基準を示す。

表-4 各構造物の判定基準

点検対象	第三者被害につながるおそれのあるもの
切土のり面	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面崩壊のおそれのある箇所。 具体的には、のり面のはらみだし、傾動、段差、開口量(ずれ量)の大きなクラック、目地の大きな開き、ずれ等が見られるもの。 ・吹付け工等の構造物の一部が破損・劣化し、落下するおそれのある箇所。 具体的には、構造物の剥離、浮き等が見られるもの。
盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の一部に崩壊等の変状が見られ、全体の崩壊のおそれのある箇所。 具体的には、路面に円弧状クラックが発生しており(特に繰り返し補修している箇所は要注意)、かつのり面・のり尻部に崩壊、あるいは、湧水を伴うはらみだしや軟弱化等の変状が見られるもの。
グラウンドアンカー	<ul style="list-style-type: none"> ・アンカー構成部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。 具体的には、アンカーの破断による飛び出し、頭部コンクリート等の浮き、破損等が見られるもの。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面構成部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。 具体的には、躯体剥離部分、壁面ブロック破損部の落下、防護壁基礎、笠コン等の付帯構造物が破損により落下するおそれのあるもの。
ロックシェッド、スノーシェッド	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物が倒壊・崩落するおそれのある箇所。 具体的には、部材の変形、傾動、著しい劣化損傷、目地部分でのずれ、谷側基礎(地盤の変状等)の見られるもの。 ・部材等が落下するおそれのある箇所。 具体的には、コンクリート部材の浮き・剥離・クラックや付属物等を含む鋼部材の著しい腐食、亀裂・破断、緩み、脱落等が見られるもの。
落石予防工および防護工	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物が倒壊・崩落するおそれのある箇所。 具体的には、部材の変形、傾動、著しい劣化損傷、目地部分でのずれ等が見られるもの。 ・部材等が落下するおそれのある箇所。 具体的には、コンクリート部材の浮き・剥離・クラックや付属物等を含む鋼部材の著しい腐食、亀裂・破断、緩み、脱落等が見られるもの。 ・落石予防工の対象岩体が落下するおそれのある箇所。 具体的には根固め材料の崩壊や岩体基部の洗掘等が見られるもの。
カルバート	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面構成部材が破損・劣化し、部材の一部が落下するおそれのある箇所。 具体的には、側壁や頂版の部材の浮き・剥離・クラックや、付属物等を含む鋼部材の著しい腐食、亀裂・破断、緩み、脱落等が見られるもの。

6. 点検の実施フロー

点検の実施フローを図-2に示す。ただし図-2のフローは標準的なものであり、構造物毎の特性や路線状況、効率性等を考慮して、路上目視と近接目視等を一括で実施するなど変更することで効率性や精度の向上が期待できる場合がある。



図ー2 点検の実施フロー (例)

* 1 : 点検途上で、異常に対して、たたき落とし等の応急措置を行った場合は措置前後の判定区分を記録するとともに調査記録表にその旨を記入すること。

* 2 : 変状・異常の原因が不明な場合は、専門家の助言を受けること。

構造物リスト(案)

管理機関 ○○地方整備局 ○○国道事務所 ○○出張所

路線名	整理番号	施設管理番号	所在地	位置情報			構造物の種類・施工履歴										構造物の判定結果		今後の対応	備考				
				距離(Km)	緯度・経度(世界測地系)		現道・旧道の区分	幅員5.5m以上の有無	上下線の区別	事前通行規制の有無	道路防犯点検結果	災害履歴の有無	施設種別	施設種別詳細	施設延長(m)	完成年月	最新の補修履歴	補修内容			判定区分	一次調査 主な所見	調査実施年月	調査実施年月
					(目)	(至)																		
路線名を記入	整理番号	施設管理番号	所在地	距離(Km)	緯度・経度(世界測地系)	現道・旧道の区分	幅員5.5m以上の有無	上下線の区別	事前通行規制の有無	道路防犯点検結果	災害履歴の有無	施設種別	施設種別詳細	施設延長(m)	完成年月	最新の補修履歴	補修内容	判定区分	一次調査 主な所見	調査実施年月	調査実施年月	今後の対応	備考	
路線名を記入	整理番号	施設管理番号	所在地	距離(Km)	緯度・経度(世界測地系)	現道・旧道の区分	幅員5.5m以上の有無	上下線の区別	事前通行規制の有無	道路防犯点検結果	災害履歴の有無	施設種別	施設種別詳細	施設延長(m)	完成年月	最新の補修履歴	補修内容	判定区分	一次調査 主な所見	調査実施年月	調査実施年月	今後の対応	備考	
<記入例>																								
一般国道〇号〇〇〇〇〇	NO〇〇〇〇〇〇〇	NO〇〇〇A〇〇〇	〇〇郡〇〇町字〇〇〇	〇〇.〇〇	〇〇°〇〇'〇〇.〇〇°〇〇'〇〇.〇〇	現道	有	上り線	有	該当なし	無	切土のり面	モルタル吹付工	50	1980年3月	2010年10月	吹付劣化箇所を除く	〇	路上から目視できる範囲では異常は見られず、劣化の程度であり、上部の面の損傷が確認	2015年〇月	2015年〇月	次年度に補修工事を実施予定		

判定区分表

×	異常あり
△	異常あり(応急措置済み)
○	異常なし

※2 別表 構造物の種類一覧

施設種別	施設種別詳細	施設種別	施設種別詳細
吹付工	吹付工	ロックアップ	ロックアップ
のり面	のり面	スノーシート	スノーシート
プレキャスト流石	プレキャスト流石	橋脚の工	橋脚の工
石積工	石積工	ロープ掛工	ロープ掛工
切土のり面	切土のり面	その他	その他
ブロック張工	ブロック張工	落石防護工	落石防護工
コンクリート張工	コンクリート張工	落石防護工	落石防護工
掘削工	掘削工	落石防護工	落石防護工
じゃか工	じゃか工	その他	その他
その他	その他	カルバート工	カルバート工
落土のり面	落土のり面	クラウンドアンカー工	クラウンドアンカー工
クラウンドアンカー工	クラウンドアンカー工	その他	その他
掘削工	掘削工	その他	その他
補修工	補修工	その他	その他

※1(参考)地図上で位置座標が取得できる公開ツールの例
 ・土木研究所 技術推進本部
 ポーリング位置情報読み取りシステム(独)
<http://www.kunijiban.pwr.go.jp/jp/gmap/>
 ・(特定非営利活動法人)地質情報整備活用機構(社)全国地質調査業協会連合会
 ポーリング位置座標読み取り/確認ツール「電子国土版」
<http://www.wet-gis.jp/denshikokudo/>

別紙2

調査記録表

管理機関									
路線名	管理番号	施設管理番号	所在地	距離標(自)	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0
現道・旧道区分	事前通行規制の有無	道路防犯点検結果	以雪覆蓋の冲無	上下線の区分	緯度・経度(世界測地系)北緯	0 度 0 分 0 0 秒	東経	0 度 0 分 0 0 秒	0 0
施設種別	施設種別詳細	施設延長(m)	完成年月	最新の補修履歴	補修内容				
平面図(構造物の位置、範囲が分かるもの)									
位置図(縮尺1/25,000)									
原附図					精附図				
<一次調査結果> 調査実施年月: 年 月					<二次調査結果> 調査実施年月: 年 月				
判定区分					判定区分				
今後の対応:									
備考:									

現 状 写 真

路線名	整理番号	施設管理番号	所在地	距離(自)	0 0 0 0	0 0 (至)	0 0 0 0	0 0
<p>写真タイトル (コメントを記入)</p>								
<p>写真タイトル (コメントを記入)</p>								

管 理 機 関